

資料－5 安芸市の現状の概要 (現況、関連計画)

目次

1. 上位関連計画.....	1
1.1 高知県における上位関連計画.....	1
1.1.1 東部圏域都市計画区域マスタープラン（平成30年3月）.....	1
1.1.2 高知県震災復興都市計画指針【計画編】（平成28年3月）.....	15
1.1.3 高知県土地利用基本計画書（平成23年3月）.....	18
1.2 安芸市における上位関連計画.....	20
1.2.1 安芸市総合計画（前期基本計画）2016.....	20
1.2.2 安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（平成30年4月改定）.....	22
1.2.3 公共施設等総合管理計画（平成28年12月）.....	26
1.2.4 安芸市道路交通網ビジョン（平成22年10月）.....	27
1.2.5 安芸市農業振興地域整備計画.....	29
1.2.6 安芸市地域防災計画（平成30年6月 安芸市防災会議）.....	31
1.2.7 安芸市過疎地域自立促進計画（平成28年3月）.....	35
1.3 【参考】災害に強いまちづくりガイドライン（国土交通省）.....	37
2. 安芸市の概況.....	39
2.1 現況・見通し.....	39
2.1.1 都市計画法の適用.....	39
2.1.2 人口.....	40
2.1.3 地価.....	44
2.1.4 土地利用.....	46
2.1.5 産業.....	61
2.1.6 都市施設.....	71
2.1.7 公共交通.....	76
2.1.8 集落活動センターの活動.....	80

1. 上位関連計画

1.1 高知県における上位関連計画

1.1.1 東部圏域都市計画区域マスタープラン（平成 30 年 3 月）

- 東部圏域は「方針①魅力あふれるまちづくり」「方針②持続可能で人にやさしいまちづくり」「方針③安全・安心・快適なまちづくり」を方針とし「培われた人と自然の調和力 ～豊かな海の幸、山の幸、人の幸～」が目標
- 安芸市は、「圏域拠点」として位置づけられ、医療・商業など広域的な役割を担う都市機能を維持・集積
- 主要な都市計画の決定の方針
 - ・土地利用に関する都市計画の方針
 - ・都市施設の整備に関する都市計画の方針
 - ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針
 - ・都市防災に関する都市計画の方針
 - ・福祉のまちづくりに関する都市計画の方針
 - ・都市景観に関する都市計画の方針
- 協働のまちづくりについて

高知県においては、現行の都市計画区域マスタープラン（H16.3）の策定から 10 年が経過し、人口減少、高齢化、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が著しく、都市計画区域における都市構造も変化しています。

また、県が公表した南海トラフ地震の津波浸水予測や被害想定では、大変厳しい結果が示されています。

こうしたことから、これら都市計画を取り巻く環境の大きな変化に対応し、広域的視点から持続可能なまちづくりを進めるため圏域都市計画区域マスタープランを策定しています。

(1) 目標年次

おおむね 20 年後（平成 47 年）の将来を展望しながら、市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体の整備のおおむね 10 年後（平成 37 年）の目標を示しています。

(2) 将来フレーム

東部圏域都市計画区域マスタープランにおける安芸市の将来フレーム（都市計画区域内人口）を以下のように設定されています。

表 1-1 将来フレーム

都市計画区域内		基準年 平成 27 年 (2015 年)	中間年次 平成 37 年 (2025 年)	目標年次 平成 47 年 (2035 年)
東洋	人口フレーム	1.6 千人	1.4 千人	1.3 千人
	参考値	(1.6 千人)	(1.2 千人)	(0.9 千人)
室戸	人口フレーム	8.5 千人	7.2 千人	6.2 千人
	参考値	(8.5 千人)	(6.2 千人)	(4.4 千人)
安芸	人口フレーム	7.5 千人	6.9 千人	6.4 千人
	参考値	(7.5 千人)	(6.6 千人)	(5.7 千人)

※人口フレームは、各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンから、H27・H37・H47の人口を推計したものに、国勢調査の結果から算出される各市町村の総人口に占める都市内人口のシェア率を掛け算出した値。

※参考値は、H22 国勢調査を基準とした国立社会保障・人口問題研究所の市町村単位の推計値に、将来の都市計画区域内人口シェア率を掛けて算出した値。

(3) 基本理念

東部圏域都市計画区域マスタープランでは、「培われた人と自然の調和力 ～豊かな海の幸、山の幸、人の幸～」を基本理念としています。

基本理念の実現に向け以下の3つの基本方針を設定しています。

【基本理念】

培われた人と自然の調和力
～豊かな海の幸、山の幸、人の幸～

【基本方針】

方針①魅力あふれるまちづくり

豊かな自然や優れた歴史・文化資源を保全するとともに、これら資源の魅力を再発見し、付加価値を高めて圏域ブランドの確立を図ります。

また、この圏域ブランドの発信を支える広域交通網の整備を促進するとともに、PRを多方面と連携して行い、地域の活性化と交流人口の増加につなげていきます。

- 地域が誇る自然、歴史・文化資源の保全と利活用
- 地域資源を活かした圏域ブランドの確立
- 広域幹線道路網の整備促進
- 交流人口の増加と人口の定着

方針②持続可能で人にやさしいまちづくり

人口減少時代に突入し、これまでの拡大成長から持続的成熟への転換による質の高い都市づくりが求められています。よって、既存ストックを有効活用しながらコンパクト+ネットワークによる持続可能な都市構造を形成し、効率的で誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

- 都市機能の適正な配置
- 交流人口の増加と人口の定着
- 総合的かつ効果的な交通体系の構築

方針③安全・安心・快適なまちづくり

秩序ある土地利用や生活基盤の整備を図り、転出抑制や移住など人口の定着につながる快適で質の高い居住環境を創出します。

南海トラフ地震をはじめとした自然災害から住民の命を守るため、これまでの教訓や課題をふまえた様々な被災シナリオを想定し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

- 災害に対するハード・ソフト対策
- 交流人口の増加と人口の定着
- 広域幹線道路網の整備促進
- 総合的かつ効果的な交通体系の構築

(4) 安芸市に係る圏域の将来像

安芸市は、「圏域拠点」として、医療・商業など広域的な役割を担う都市機能の維持・集積を図ることとしています。

◇持続可能な都市づくり

【圏域拠点】

圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域の要」として、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積する区域

- ・安芸市中心部（市役所及び土佐くろしお鉄道安芸駅周辺の区域）

【広域連携軸】

主に県外や圏域間など広域的な連携・相互補完を担う幹線道路及び鉄道

高速道路網のほか、地域の発展や産業の振興に寄与し、圏域内外の広域的な交通を担う道路

- ・道路網：高知東部自動車道、阿南安芸自動車道、国道 55 号
- ・公共交通網：土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線

【圏域連携軸】

主に圏域内の各都市及び拠点における都市活動や産業活動などの相互補完・機能分担を支援・連携する道路

- ・道路網（国道）：国道 55 号、国道 493 号
- ・道路網（主要地方道）：県道安田東洋線、県道安芸物部線、県道魚梁瀬公園線

◇都市活力の維持・向上

【産業拠点】

圏域の持続的な発展に向けて、産業集積や新たな企業の立地・誘導を図るべき区域

- ・植野工業団地（安芸市）

【交流拠点】

<公園>

広域的なレジャーや余暇需要に対応し、交流の促進に寄与する区域

- ・地区公園以上の都市公園：西八幡公園（総合公園）、安芸広域公園（広域公園）（安芸市）

<歴史・文化>

個性ある歴史・文化資産や景観を有する施設または区域であり、これら資源の保全・利活用や交通アクセスの向上を支援することで魅力ある都市づくりに結びつける区域

- ・重要伝統的建造物群保存地区：土居廓中（安芸市）

<その他>

地域資源を活用し、地場産業や観光の振興に寄与する施設または区域であり、広域交流による地域活力の向上を目指して都市基盤の整備を進める区域

- ・道の駅等：大山（安芸市）
- ・エリア：内原野陶芸館、安芸観光情報センター（安芸市）

【防災拠点】

広域的な防災機能を備えた「総合防災拠点」、県内全域の広域的な医療救護活動の支援を担う「災害拠点病院」、総合防災拠点と連携した緊急物資輸送の拠点となる「防災拠点港」

- ・総合防災拠点：西八幡公園（安芸市）
- ・災害拠点病院（高知県災害時医療救護計画）：県立あき総合病院（安芸市）

【小さな拠点】

中山間地域に暮らす人々の生活やコミュニティを守る拠点

- ・地域の支え合いや活性化の拠点：集落活動センター
- ・小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点：あったかふれあいセンター



図 1-1 東部圏域の将来像のイメージ

(5) 安芸市に係る主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する都市計画の方針

① 主要用途の配置の方針

表 1-2 主要用途の配置の方針

項目	方針
住宅地	<ul style="list-style-type: none">・圏域拠点のように都市機能が集積した地域では、住宅地への利便性が高まるように低・未利用地を有効に活用し、良好な居住環境の形成を図り、維持していきます。その他の市街地には戸建てを中心とした住宅地を配置し、安全・快適な居住環境を形成する。・ＩＣ周辺などにおいて新たに市街地が整備される場合は、ゆとりある良質な居住環境を有する戸建てを中心とした専用住宅地を配置する。
商業・業務地	<ul style="list-style-type: none">・都市機能が既に集積する安芸駅周辺には、圏域内の各都市の相互扶助を支える「圏域の要」としての役割を有する商業・業務地を配置し、広域交流を促進する多様な都市機能を充実する。・安芸市久世町及び本町周辺には近隣商業地を配置し、日常生活に必要な生活関連機能を維持する。・国道 55 号など幹線道路沿道には沿道型近隣商業地を配置し、一定程度の生活関連施設や沿道サービス施設、主に観光客を対象とする商業施設を維持する。
工業 ・流通業務地	<ul style="list-style-type: none">・安芸市に工業団地がある一方で、既成市街地内にも工場が点在する。ＩＣ周辺等には必要に応じて工業・流通業務地を配置し、既成市街地に点在する工場の移転集約を図る。・新たな工場や流通業務施設の誘致による雇用の確保を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none">・土居廊中など、自然・観光資源が存在する。・重要伝統的建造物群保存地区など歴史的町並みを有する地区では、その魅力ある歴史的町並みと調和した居住環境整備や景観形成を図る。・圏域内の他の観光資源とも連携して、地域活性化につながる交流機能の拡大に取り組む。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

安芸市中心部や矢ノ丸、国道 55 号沿線となる圏域拠点は、商業・業務などの多様な都市機能を持ち、中密度利用を図ることとしています。その他の市街地、久世町、本町周辺、植野工業団地、ＩＣ周辺、土居廊中地区などは、低密度利用を図ることとしています。

表 1-3 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

	中密度利用を図る地域	低密度利用を図る地域
住宅地	(圏域拠点) ・安芸市中心部	(生活拠点など) ・その他の市街地
商業 ・業務地	(圏域拠点) ・安芸市矢ノ丸及び国道 55 号沿道	(地域拠点など) ・安芸市久世町及び本町周辺
工業 ・流通業務地		・植野工業団地 ・I C 周辺
その他		(重要伝統的建造物群保存地区) ・安芸市土居廓中地区 (都市計画区域外)

③ 市街地の土地利用の方針

表 1-4 市街地の土地利用の方針

項目	方針
居住環境の改善又は維持に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本圏域の既成市街地には 4m 未満の狭幅員道路で構成される木造の密集市街地が多く存在し、災害時の建物倒壊やそれに伴う避難路の遮断、火災の延焼など防災上の危険性が高い。このため、建て替え時の不燃化・耐震化の促進などにより、安全で快適な居住環境の形成を図る。 ・空き家など低・未利用地が増加する地区では、その適正な維持管理を所有者に働きかけるとともに、移住者への紹介や、交流拠点としての活用など、目指すべき市街地像や周辺土地利用と整合した有効活用方策を検討する。 ・計画的に整備された住宅地では、将来にわたってその良質な居住環境の維持を図る。 ・土地利用計画に沿った適切な土地利用の誘導を行うために、現在の土地利用の現況などを踏まえ、将来的な土地利用の変換などを鑑み、必要に応じて見直しを図る。
都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内に所在する社寺林などの緑地は、日常生活を潤す貴重な緑として保全する。 ・良質な都市景観を阻害するおそれがある場合は、景観地区の指定等を検討し、保全と活用のバランスの取れた展開を推進する。

④ その他の土地利用の方針

表 1-5 その他の土地利用の方針

項目	方針
市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 市街地周辺に広がる農業振興地域内の優良農地は、耕作放棄などによる無秩序な開発を抑制し、農業振興施策と連携しながら適正に保全する。
災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊や土石流危険溪流、河川氾濫、津波浸水等による災害発生の危険性が高い区域では、災害時の被害拡大を防止する観点から開発を抑制する。 既存の居住区域では、防災・減災対策の促進、安全な区域への居住誘導などを図る。
自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市の自然環境を形成する山林や農地、河川、海岸などの緑地は、都市の環境、防災、治水、水源確保、景観などの観点から保全する。 自然とふれあう森林や海洋レジャーなどの場として、緑地の活用を図る。 良質な自然環境として特に保全対策が必要な緑地は、自然公園法や都市緑地法などの各種法令や条例等に基づいて検討し、適正な保全および維持を図る。

2) 都市施設の整備に関する都市計画の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

表 1-6 交通施設の都市計画の決定の方針

項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 東部圏域の交通体系は、広域連携、地域連携、都市内交通、災害時の緊急輸送ルートすべての主軸を国道 55 号が担い、その機能性や代替性、多重性が十分とは言えないため、産業の衰退、日常利便性の低下、慢性的な渋滞の発生などの問題が生じ、災害時の被害拡大などが懸念される。このため、東部圏域では、広域幹線道路網の整備を促進するとともに、コンパクトな都市構造を形成し、公共交通の利便性向上や利用促進も含めた総合的かつ効果的な交通体系を構築する。
主要な施設の配置の方針 【道路】	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携軸には阿南安芸自動車道、高知東部自動車道及び国道 55 号で構成され、圏域連携軸は国道 493 号及び主要地方道で構成されている。これらの主要道路を骨格として、その他の道路を体系的に結ぶことにより、圏域内の道路網を形成する。 阿南安芸自動車道及び高知東部自動車道の整備により、広域連携、地域連携、都市内交通の強化、災害時の緊急輸送ルートの代替性・多重性を確保するとともに、その他道路の機能充実、施設の長寿命化、交通安全施設の整備、バリアフリー化の整備を促進し、安全・安心で快適な暮らしを創出する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸市では平成 22 年に「安芸市道路交通網ビジョン」を策定しており、今後は、この計画に即して道路の整備を促進する。 ・長期未整備路線の廃止なども含めて、都市計画道路見直しガイドライン(H19.9 策定)に基づく都市計画道路の見直しを図る。 																																																																																																																				
<p>主要な施設の配置の方針</p> <p>【公共交通】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携軸に設定した土佐くろしお鉄道を骨格として、阿佐海岸鉄道や路線バス、コミュニティバスなどを体系的に結ぶことにより、圏域内の公共交通網を構成する。 ・土佐くろしお鉄道の維持・充実、路線バスやコミュニティバスなどバス網の維持・充実、阿佐海岸鉄道のDMV（デュアル・モード・ビークル）の検討、施設や車両のユニバーサルデザイン化などにより公共交通の利便性向上や利用促進を図る。 																																																																																																																				
<p>主要な施設の配置の方針</p> <p>【港湾】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理計画をもとにした維持修繕の適切な実施により、地域経済を下支えする海上交通の拠点機能を維持する。 ・災害時の復旧・復興拠点としての対応力の強化を図る。 																																																																																																																				
<p>【主要な施設の整備目標】</p>	<p>■おおむね 10 年以内に整備予定の施設</p> <table border="1" data-bbox="421 918 1394 1464"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">都市計画道路名</th> <th colspan="3">整備状況 (m・㎡)</th> <th rowspan="2">整備予定</th> <th colspan="2">最終告示</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>供用</th> <th>概成</th> <th>年月日</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東洋町</td> <td rowspan="2">道路</td> <td>(阿南安芸自動車道)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>都市計画決定予定</td> <td>県</td> <td>阿南安芸自動車道(牟岐～野根)(野根～安倉)</td> </tr> <tr> <td>(インター線)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>都市計画決定予定</td> <td>県</td> <td>(仮称)インター線</td> </tr> <tr> <td>室戸市</td> <td>道路</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">安芸市</td> <td rowspan="8">道路</td> <td>1.4.1号 南国安芸線</td> <td>6,340</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>A</td> <td>H22.4.13</td> <td>県</td> <td>阿南安芸自動車道(南国安芸道路)</td> </tr> <tr> <td>1.6.2号 安芸中央線</td> <td>5,800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>A</td> <td>H23.12.16</td> <td>県</td> <td>阿南安芸自動車道(安芸道路)</td> </tr> <tr> <td>3.5.2号 井ノ口線</td> <td>1,100</td> <td>-</td> <td>430</td> <td>B</td> <td>S47.4.25</td> <td>県</td> <td>県道安芸物部線</td> </tr> <tr> <td>3.5.4号 本町線</td> <td>1,620</td> <td>350</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>H4.7.14</td> <td>市</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3.5.5号 海岸線</td> <td>1,700</td> <td>740</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>H1.2.22</td> <td>市</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3.5.6号 中央線</td> <td>470</td> <td>240</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>H27.12.28</td> <td>市</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3.5.7号 土居線</td> <td>1,220</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>H4.6.23</td> <td>県</td> <td>県道黒岩東浜線</td> </tr> <tr> <td>3.5.8号 安芸中央インター線</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>A</td> <td>H23.12.16</td> <td>県</td> <td>県道安芸中インター線</td> </tr> <tr> <td>(阿南安芸自動車道)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>B</td> <td>都市計画決定予定</td> <td>県</td> <td>阿南安芸自動車道(北川奈半利道路)(北山道路)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">整備予定 A：現在施工中、B：10年以内に着工予定</p>	都市	種別	都市計画道路名	整備状況 (m・㎡)			整備予定	最終告示		備考	計画	供用	概成	年月日	種別	東洋町	道路	(阿南安芸自動車道)	-	-	-	B	都市計画決定予定	県	阿南安芸自動車道(牟岐～野根)(野根～安倉)	(インター線)	-	-	-	B	都市計画決定予定	県	(仮称)インター線	室戸市	道路	-	-	-	-	-	-	-	安芸市	道路	1.4.1号 南国安芸線	6,340	-	-	A	H22.4.13	県	阿南安芸自動車道(南国安芸道路)	1.6.2号 安芸中央線	5,800	-	-	A	H23.12.16	県	阿南安芸自動車道(安芸道路)	3.5.2号 井ノ口線	1,100	-	430	B	S47.4.25	県	県道安芸物部線	3.5.4号 本町線	1,620	350	-	B	H4.7.14	市	-	3.5.5号 海岸線	1,700	740	-	B	H1.2.22	市	-	3.5.6号 中央線	470	240	-	B	H27.12.28	市	-	3.5.7号 土居線	1,220	800	-	B	H4.6.23	県	県道黒岩東浜線	3.5.8号 安芸中央インター線	800	-	-	A	H23.12.16	県	県道安芸中インター線	(阿南安芸自動車道)	-	-	-	B	都市計画決定予定	県	阿南安芸自動車道(北川奈半利道路)(北山道路)
都市	種別				都市計画道路名	整備状況 (m・㎡)			整備予定	最終告示		備考																																																																																																									
		計画	供用	概成		年月日	種別																																																																																																														
東洋町	道路	(阿南安芸自動車道)	-	-	-	B	都市計画決定予定	県	阿南安芸自動車道(牟岐～野根)(野根～安倉)																																																																																																												
		(インター線)	-	-	-	B	都市計画決定予定	県	(仮称)インター線																																																																																																												
室戸市	道路	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																													
安芸市	道路	1.4.1号 南国安芸線	6,340	-	-	A	H22.4.13	県	阿南安芸自動車道(南国安芸道路)																																																																																																												
		1.6.2号 安芸中央線	5,800	-	-	A	H23.12.16	県	阿南安芸自動車道(安芸道路)																																																																																																												
		3.5.2号 井ノ口線	1,100	-	430	B	S47.4.25	県	県道安芸物部線																																																																																																												
		3.5.4号 本町線	1,620	350	-	B	H4.7.14	市	-																																																																																																												
		3.5.5号 海岸線	1,700	740	-	B	H1.2.22	市	-																																																																																																												
		3.5.6号 中央線	470	240	-	B	H27.12.28	市	-																																																																																																												
		3.5.7号 土居線	1,220	800	-	B	H4.6.23	県	県道黒岩東浜線																																																																																																												
		3.5.8号 安芸中央インター線	800	-	-	A	H23.12.16	県	県道安芸中インター線																																																																																																												
(阿南安芸自動車道)	-	-	-	B	都市計画決定予定	県	阿南安芸自動車道(北川奈半利道路)(北山道路)																																																																																																														

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

表 1-7 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

項目	方針																											
基本方針 【下水道及び河川の整備の方針】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進により、汚水処理の普及率拡大を目指すとともに、施設の適正な維持管理を図る。 ・ 河川の治水・利水整備、水質浄化、生物多様性に配慮した多自然川づくり、親水空間の整備等を促進し、安全で親しみやすい河川環境を形成する。 																											
【整備水準の目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道、合併処理浄化槽による汚水処理については、以下に示すとおりとする。 <p style="text-align: center;">■ 汚水処理の目標</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市</th> <th rowspan="2">種別</th> <th>現況</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H42</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東洋町</td> <td>汚水処理人口（人）</td> <td>1,762</td> <td>1,402</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口普及率（%）</td> <td>65.4</td> <td>75.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">室戸市</td> <td>汚水処理人口（人）</td> <td>4,841</td> <td>5,462</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口普及率（%）</td> <td>33.7</td> <td>61.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安芸市</td> <td>汚水処理人口（人）</td> <td>11,428</td> <td>12,841</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口普及率（%）</td> <td>63.1</td> <td>91.4</td> </tr> </tbody> </table>	都市	種別	現況	目標	H27	H42	東洋町	汚水処理人口（人）	1,762	1,402	汚水処理人口普及率（%）	65.4	75.5	室戸市	汚水処理人口（人）	4,841	5,462	汚水処理人口普及率（%）	33.7	61.5	安芸市	汚水処理人口（人）	11,428	12,841	汚水処理人口普及率（%）	63.1	91.4
都市	種別			現況	目標																							
		H27	H42																									
東洋町	汚水処理人口（人）	1,762	1,402																									
	汚水処理人口普及率（%）	65.4	75.5																									
室戸市	汚水処理人口（人）	4,841	5,462																									
	汚水処理人口普及率（%）	33.7	61.5																									
安芸市	汚水処理人口（人）	11,428	12,841																									
	汚水処理人口普及率（%）	63.1	91.4																									
主要な施設の配置の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な整備を推進するため、既成市街地およびその周辺に広がる新たな市街地を中心に公共下水道を整備し、適正な維持管理による施設の長寿命化を推進する。 ・ 公共下水道の整備が困難な区域では、合併処理浄化槽の普及を図る。 																											
主要な施設の整備目標	<p style="text-align: center;">■ おおむね 10 年以内に整備予定の施設</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>都市</th> <th>種別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東洋町</td> <td>公共下水道</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>合併処理浄化槽の普及</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>室戸市</td> <td>合併処理浄化槽の普及</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安芸市</td> <td>公共下水道</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>合併処理浄化槽の普及</td> <td>継続</td> </tr> <tr> <td>江の川雨水対策（内水氾濫）</td> <td>新規</td> </tr> </tbody> </table>	都市	種別	備考	東洋町	公共下水道	継続	合併処理浄化槽の普及	継続	室戸市	合併処理浄化槽の普及	継続	安芸市	公共下水道	継続	合併処理浄化槽の普及	継続	江の川雨水対策（内水氾濫）	新規									
都市	種別	備考																										
東洋町	公共下水道	継続																										
	合併処理浄化槽の普及	継続																										
室戸市	合併処理浄化槽の普及	継続																										
安芸市	公共下水道	継続																										
	合併処理浄化槽の普及	継続																										
	江の川雨水対策（内水氾濫）	新規																										

③ 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針

表 1-8 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の方針

項目	方針												
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある豊かな自然環境を次代に継承し、産業振興による地域活性化、安全で快適な居住環境を確保するため、適正な緑地保全や緑地配置、緑化充実などを図るとともに、これら魅力的な自然資源を活かした圏域ブランドを確立・発信し、人口の定着や交流人口の増加による地域の活性化を図る。 												
主要な緑地の配置及び整備の方針 【環境保全系統】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土保全や生物多様性の確保といった観点から、本圏域の緑の骨格を形成する美しく個性豊かな海岸線や市街地の後背に迫る奥深い山地、安芸川などの河川、海岸線の保全を図る。 ・ ヒートアイランド現象などにより悪化する都市微気候や騒音・振動の緩和、基幹産業である農林業の振興などの観点から、市街地近郊に所在し、暮らしと共存してきた里山や農地については、林業及び農業施策と連携しつつ、適正な保全や維持管理を図る。 												
主要な緑地の配置及び整備の方針 【レクリエーション系統】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の多様なニーズに応じた機能の充実や公園区域の見直しの検討、適正な維持管理による長寿命化を促進し、利用満足度の高い公園づくりを図る。 ・ 観光資源ともなる風致公園や歴史公園、親水空間、森林・海洋レジャー施設などを必要に応じて整備し、地域住民の多様な余暇需要に応える。 ・ 交流人口の増加による地域の活性化を図る。 ・ 安芸広域公園については、区域の見直しに向けた検討を図る。 												
主要な緑地の配置及び整備の方針 【防災系統】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に総合防災拠点となる安芸市総合運動場や指定緊急避難場所及び指定避難所となる都市公園では、防災機能や避難生活を支援する機能の充実 ・ 火災延焼の遅延や防止の観点から、市街地（特に密集市街地）におけるオープンスペースや道路植栽などの確保を図る。 ・ 工場周辺の居住環境を確保するため、工場敷地内外の緑化を促進する。 												
主要な緑地の配置及び整備の方針 【景観構成系統】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市内に所在する社寺林などの緑地は、日常生活をうるおす貴重な緑として保全する。 ・ 良質な都市景観を阻害するおそれがある場合は、建築物の高さや意匠などの制限について検討する。 ・ 重要伝統的建造物群保存地区など特徴的な町並みを有する地区では、その町並みと一体となった自然環境を適正に保全するとともに、特徴的な町並みをより引き立たせる緑化等を促進する。 ・ 駅周辺やI Cなど、地域の顔となる空間では、花や緑によるおもてなし空間の創出を図る。 												
主要な緑地の確保目標	<p>■ おおむね 10 年以内に整備予定の施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市</th> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室戸市</td> <td>都市公園</td> <td>5.5.1号 室戸中央公園</td> <td>継続（一部未開設：市）</td> </tr> <tr> <td>安芸市</td> <td>都市公園</td> <td>5.5.1号 西八幡公園</td> <td>継続（一部未開設：市）</td> </tr> </tbody> </table>	都市	種別	名称	備考	室戸市	都市公園	5.5.1号 室戸中央公園	継続（一部未開設：市）	安芸市	都市公園	5.5.1号 西八幡公園	継続（一部未開設：市）
都市	種別	名称	備考										
室戸市	都市公園	5.5.1号 室戸中央公園	継続（一部未開設：市）										
安芸市	都市公園	5.5.1号 西八幡公園	継続（一部未開設：市）										

④ 都市防災に関する都市計画の方針

表 1-9 都市防災に関する都市計画の方針

項目	方針
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市防災については、関係機関が連携し防災対策を強化する。特に南海トラフ地震に備えるために、防災・減災に向けた「事前」と、地震発生後の速やかな「応急」「復旧」「復興」の各段階に対する備えの強化と、迅速に行動するための計画・体制づくりを図る。そのため、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強や人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的・選択的に実施するとともに、津波による浸水予測や土砂災害を考慮した適正な土地利用を図る。 ・避難路や避難場所の周知など誰もが安全に避難することができる体制づくりや避難計画の策定、地域の防災力の向上などのソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に防災機能の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ◇総合的な対策 ◇地震・火災・津波対策 ◇土砂災害対策 ◇浸水被害対策 ◇地域防災力

⑤ 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針

表 1-10 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針

項目	方針
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、すべての人に快適な生活環境づくりを推進する。 ・高齢者や障害のある人等が快適な生活ができるよう、住宅のバリアフリー化など居住環境の整備を推進する。 ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、鉄道などの公共交通のバリアフリー化を推進する。

⑥ 都市景観に関する都市計画の方針

表 1-11 都市景観に関する都市計画の方針

項目	方針
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国土保全や生物多様性の確保といった観点から、本圏域の緑の骨格を形成する美しく個性豊かな海岸線や市街地の後背に迫る奥深い山地、安芸川などの河川、海岸線の保全を図る。 ・重要伝統的建造物群保存地区など歴史的町並みを有する地区では、その魅力ある歴史的町並みを観光資源として活かした地域活性化、歴史的町並みと調和した居住環境整備や景観形成を図る。 ・市町村の景観行政団体への移行・普及に努め、景観計画等の策定を促進し、都市景観の向上を図る。

⑦ まちづくりの方針図

■安芸都市計画区域



図 1-2 まちづくりの方針図

(6) 協働のまちづくりについて

表 1-12 協働のまちづくりについて

項目	方針
自分たちのまちを知る	【主な対策】 ・住民が参加する自分たちのまちの魅力発見（まちかどウォッチングなど）を図る。 ・ワークショップの開催（意見の集約）、まちづくりについての意見交換を図る。
まちづくりを学ぶ	【主な対策】 ・まちづくりリーダーと市民ボランティアの育成を図る。 ・先進地の視察やまちづくり研修会、まちづくり説明会や公聴会の開催を図る。
まちづくり組織と連携	【主な対策】 ・まちづくり協議会やNPO、防災ボランティアや観光ボランティアとの連携を図る。 ・町内会や老人会などのまちづくりへの積極的な参加を図る。
まちづくりへの参加	【主な対策】 ・都市計画審議会委員やまちづくり委員の公募、まちづくりイベントを実施する。 ・まちづくりボランティアやまちづくりリーダーの育成を図る。 ・行政も地域に積極的に入っていく、住民とのコミュニティをつくる。 ・新聞やテレビ、インターネットなどを活用して都市計画についての情報を提供し、意見を募集する。

1.1.2 高知県震災復興都市計画指針【計画編】（平成28年3月）

■行政における取組

- ・地域の抱える自然災害リスク、脆弱性や課題を踏まえ、復興における将来ビジョンのイメージを検討し、庁内で共有することが重要
- ・市町村都市計画マスタープラン等に反映していく必要

■地域住民に対する取組

- ・事前復興計画の策定にあたっては、地域住民の意向を把握することに重点を置く必要

■事前復興計画づくり

i) 都市構造や土地利用

- 人口規模（少子高齢化社会）を見据えた都市機能の配置
- 災害リスクを踏まえた都市機能や居住機能の配置

ii) 道路や交通

- 広域的な移動手段の確保
- 誰もが移動しやすい環境づくり

iii) 地域連携

- 地域福祉（健康、医療、福祉）と都市計画の連携
- コミュニティの継承や多様な世代が暮らせる環境の形成
- 人々のたまり場づくり

(1) 位置づけ及び目的

高知県震災復興都市計画指針は、【手続き編】と【計画編】の2分冊で構成する。

【手続き編】は、被災調査から建築制限、都市計画決定等までの行動手順を示している。

【計画編】は、地区の復興まちづくり計画の策定方法を整理するとともに、復興を円滑に進めるために必要な事前の準備に取り組むことを目的としています。

(2) 事前復興計画づくりの基本的な考え方

① 行政における取組

事前復興計画の策定にあたっては、各市町村が、地域の抱える自然災害リスク、脆弱性や課題を踏まえ、復興における将来ビジョンのイメージを検討し、庁内で共有することが重要です。

また、将来ビジョンは、発災前と発災後で大きく変わるものではないため、検討結果は、適宜、市町村都市計画マスタープラン等に反映していく必要があります。

② 地域住民に対する取組

事前復興計画の策定にあたっては、地域住民の意向を把握することに重点を置く必要があります。地域住民に対する取組は、地域住民と市町村が協働して実施するワークショップ等をきっかけに始めることが有効としています。

② 着目すべき基本的事項 1：都市全体としての「持続可能性」

事前復興計画づくりは、復興まちづくりの根幹となる「都市の復興」に向けて、持続可能性に着目した取組を地域の实情に応じて進める必要があります。

i) 都市構造や土地利用

- 人口規模（少子高齢化社会）を見据えた都市機能の配置
 - 周辺市町村との広域連携を見据えた都市構造とする
 - 地域の強みを活かしながら、多様な都市機能を配置する
- 災害リスクを踏まえた都市機能や居住機能の配置
 - 災害リスクを踏まえ、減災に寄与する都市構造とする
 - 災害リスクの高い地域での居住を抑制・排除する

ii) 道路や交通

- 広域的な移動手段の確保
 - 公共交通を中心とした移動手段を確保する
 - 交通弱者に配慮した公共交通のルートを設定する
 - 多様な移動手段を活用する
- 誰もが移動しやすい環境づくり
 - 健康づくりや交流のための歩行者・自転車ネットワークをつくる
 - 快適に回遊できる拠点づくりを行う
 - 道路や交通空間をバリアフリー化する

iii) 地域連携

- 地域福祉（健康、医療、福祉）と都市計画の連携
- コミュニティの継承や多様な世代が暮らせる環境の形成
- 人々のたまり場づくり
 - 多様な交流の場を配置する
 - 集会する場や地域活動の場をつくる
 - 良好なコミュニティを形成するための空間面の工夫を行う

1.1.3 高知県土地利用基本計画書（平成23年3月）

- ア 県土の量的調整
- イ 県土の質的向上
 - (ア) 安全で安心できる県土利用
 - (イ) 産業振興と調和した県土利用
 - (ウ) 自然と共生する持続可能な県土利用
- ウ 県土利用の総合的なマネジメント
- エ 地域別の土地利用の基本方向
 - (ア) 安芸地域*（抜粋）
 - ・この地域については、農業や林業などの分野での豊かな資源をさらに活かす土地利用を行う。
 - ・この地域の豊かな自然そのものが、農林業などの一次産業だけでなく、製造業や観光産業にもつながるような土地利用の方向が望ましい。
 - ・県が平成16年3月に取りまとめた南海地震による津波の被害想定では、建物の全壊及び半壊の棟数で、県全体の約2割がこの地域で発生すると予想されており、海岸部での台風や南海地震による津波などの被害から、地域住民を守るための安全・安心に配慮した土地利用も重要である。

* 安芸地域：室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村

高知県土地利用基本計画は、高知県の区域における国土（以下「県土」という。）について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき国土利用計画（全国計画）を基本として策定するものです。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。すなわち、都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法・自然環境保全法（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものです。

(1) 県土利用をめぐる基本的条件

県土利用をめぐる基本的条件として以下が示されています。

- ア 人口減少、少子化及び高齢化社会の進展と地域経済の低迷
- イ 県土利用の動向
- ウ 自然災害に対する懸念
- エ 環境問題の顕在化、循環と共生の重視
- オ 土地利用をめぐる主体の多様化

(2) 県土利用の基本方針

県土利用の基本方針は以下としています。

ア 県土の量的調整

イ 県土の質的向上

(エ) 安全で安心できる県土利用

(オ) 産業振興と調和した県土利用

(カ) 自然と共生する持続可能な県土利用

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

エ 地域別の土地利用の基本方向

(イ) 安芸地域（抜粹）

この地域は、面積で県全体の約 16%、人口では同じく約 7%（平成 17 年国勢調査による。以下同じ）を占め、山・川・海のそれぞれの自然に恵まれた地域である。かつて、県の木である「ヤナセスギ」に代表される豊かな森林資源を活かして林業が大いに栄え、現在でも森林の占める割合が高い地域である。また、農地の占める割合は決して高くないが、平地のハウスで栽培されているナスや山間部のユズは、全国有数の生産量を誇っている。かつてこの地域の基幹産業の一つであった水産業は、遠洋まぐろ漁業などで栄えたが、魚価の低迷や後継者不足などにより厳しい状況に置かれている。

この地域については、農業や林業などの分野での豊かな資源をさらに活かす土地利用を行うとともに、室戸岬を中心とした「室戸阿南海岸国定公園」や、「魚梁瀬県立自然公園」などの美しい自然環境を残しながら、例えば室戸の海洋深層水のように、この地域の豊かな自然そのものが、農林業などの一次産業だけでなく、製造業や観光産業にもつながるような土地利用の方向が望ましい。

また、県が平成 16 年 3 月に取りまとめた南海地震による津波の被害想定では、建物の全壊及び半壊の棟数で、県全体の約 2 割がこの地域で発生すると予想されており、海岸部での台風や南海地震による津波などの被害から、地域住民を守るための安全・安心に配慮した土地利用も重要である。

1.2 安芸市における上位関連計画

1.2.1 安芸市総合計画（前期基本計画）2016

- 目指すべき都市将来像「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」
- 都市基盤分野は、「【環境・生活基盤】美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり」を目標として「環境保全」「環境衛生」「上水道」「交通基盤」「公園・緑地」「住宅」「情報化推進」「移住・定住」を推進

総合計画は、将来のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、市の行政計画の最上位に位置づけられます。

目標年次は平成 37 年度（2025 年度）としています。

(1) 安芸市の将来像

総合計画では、目指すべき都市将来像を「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」としています。

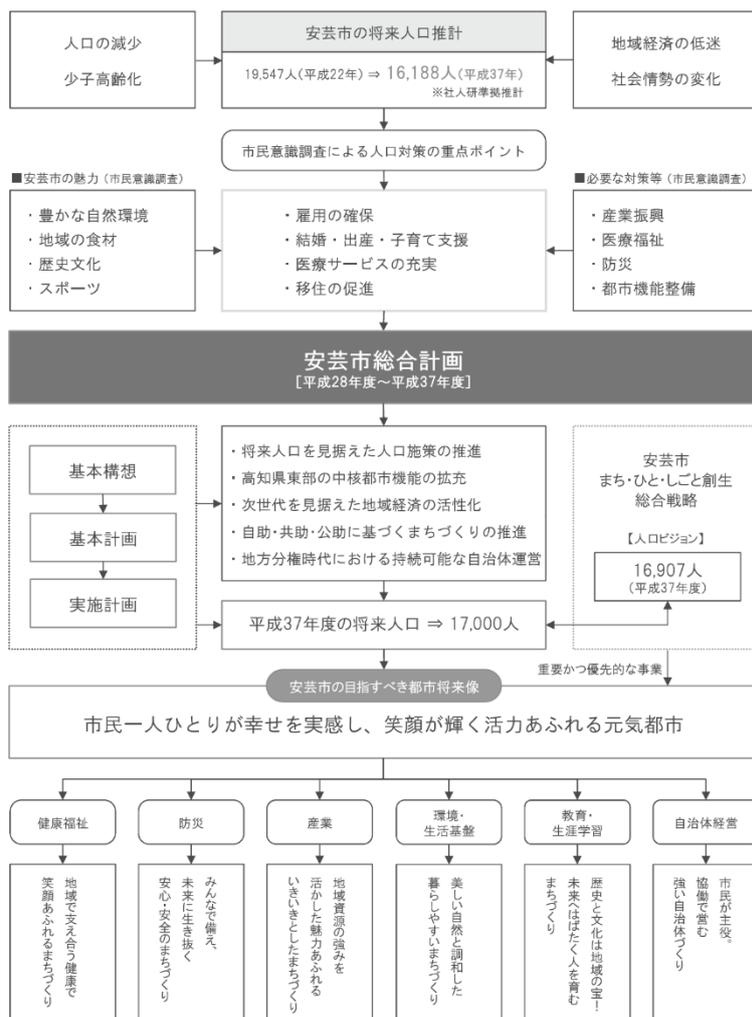


図 1-4 安芸市の将来像（体系図）

(2) 施策の大綱

6つの基本方針を軸に、健康・福祉、防災、産業、環境・生活基盤、教育・生涯教育、自治体経営に関する施策を次のとおり定め、将来像の実現を目指します。

都市基盤分野は、「【環境・生活基盤】美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり」を目標として「環境保全」「環境衛生」「上水道」「交通基盤」「公園・緑地」「住宅」「情報化推進」「移住・定住」について定めています。

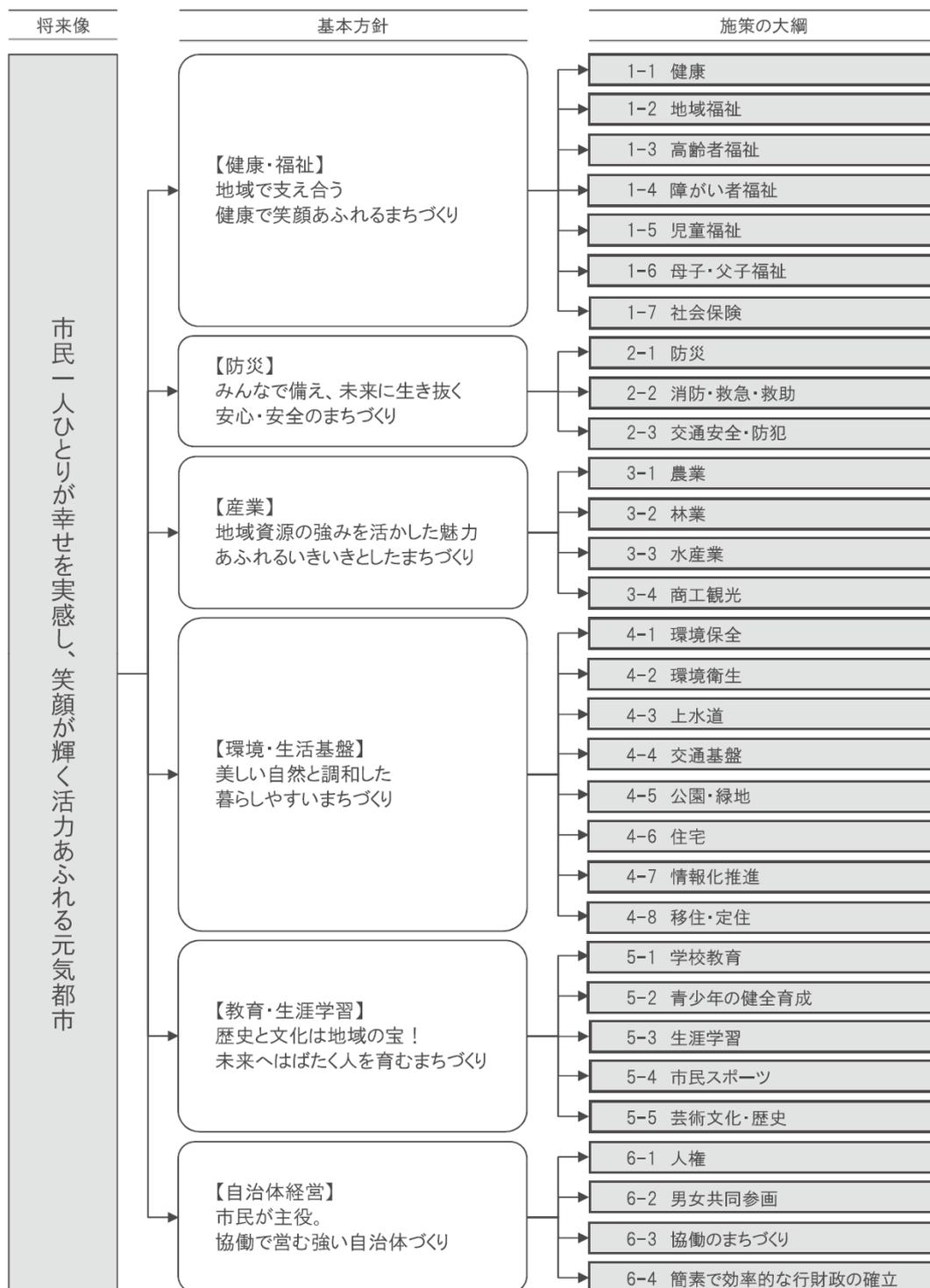


図 1-5 施策の大綱

1.2.2 安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略(平成 30 年 4 月改定)

■人口ビジョン編

- ・安芸市の人口の将来展望→2060年に人口14,000人

■総合戦略編

- ・計画期間→平成27年度から平成31年度
- ・基本目標
 - 1 産業振興により安定した雇用を創出する
 - 2 安芸市へ新しい人を呼び込む
 - 3 若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるまちをつくる
 - 4 時代に応じた地域社会をつくる

安芸市は、平成27年10月、安芸市における人口の現状と将来の展望を提示する「安芸市人口ビジョン」及び今後5ヶ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

(1) 人口ビジョン編

安芸市の将来人口を、2060(H72)年に約14,000人と展望しています。

展望している14,000人という人口は、追加がなければ予想される50年間におよそ212人の転出超過傾向を前提としたうえで、新たに30～34歳の男性と25～29歳の女性のペアの追加転入を、2015年以降毎年2組、したがって45年間で900組、1,800人受け入れることによって達成される人口としています。

〈安芸市の人口の将来展望〉

○将来の出生率を**2.27**まで回復させる

+

○**若年層の移住(毎年40人)**を促進する



2060年に人口14,000人をめざす

図 1-6 安芸市の人口の将来展望

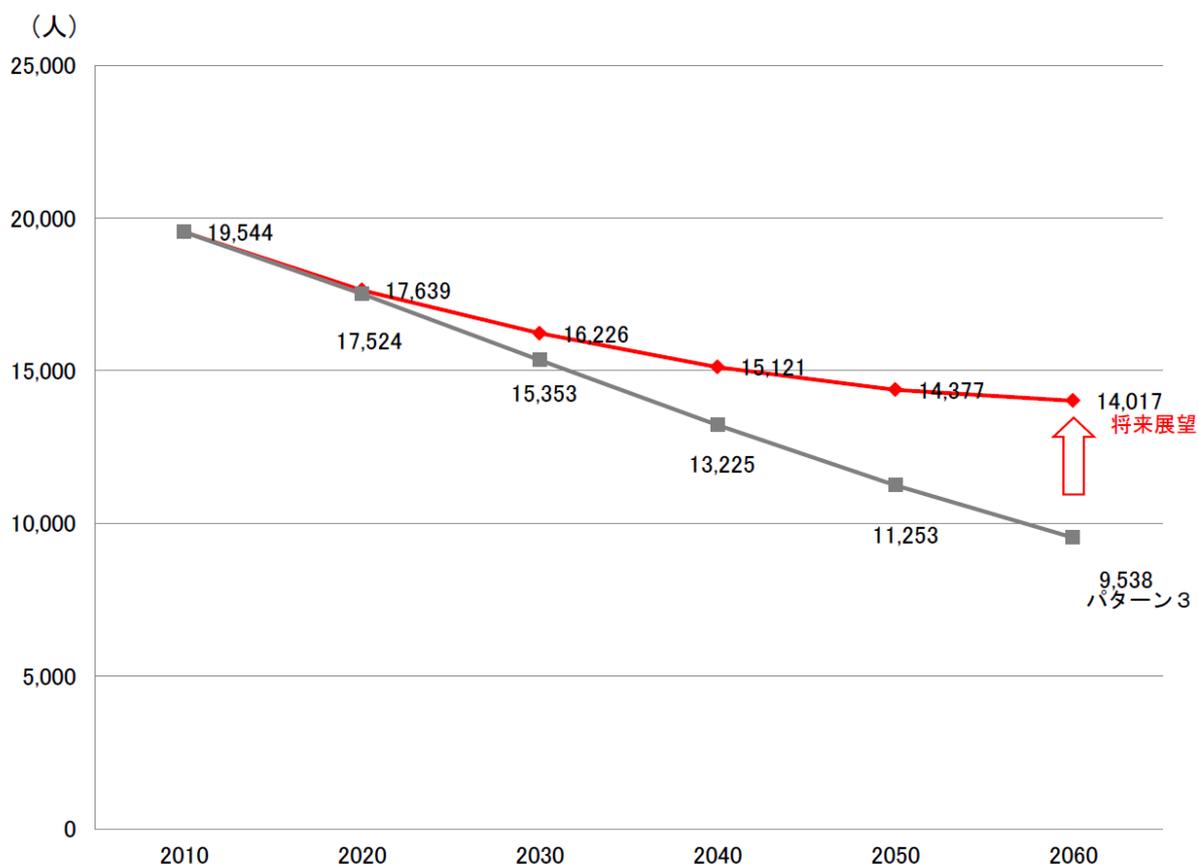


図 1-7 将来展望における人口の推移

表 1-13 人口の将来展望

	2010年 平成22年	2020年 平成32年	2030年 平成42年	2040年 平成52年	2050年 平成62年	2060年 平成72年
総人口	19,544	17,639	16,226	15,121	14,377	14,017
0～14歳	2,139	1,762	1,888	2,126	2,283	2,313
15～64歳	11,159	9,177	8,331	7,757	7,594	7,606
65歳～	6,246	6,699	6,008	5,238	4,500	4,098
合計特殊出生率	1.34	1.50	1.84	2.07	2.27	2.27
0～14歳構成比	10.9%	10.0%	11.6%	14.1%	15.9%	16.5%
15～64歳構成比	57.1%	52.0%	51.3%	51.3%	52.8%	54.3%
65歳～構成比	32.0%	38.0%	37.0%	34.6%	31.3%	29.2%

(2) 総合戦略編

1) 総合戦略の位置づけ

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2060 年を視野に入れた中期展望（長期ビジョン）で、「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の 2 つを掲げ、基本目標として「しごと」と「ひと」の好循環をつくり、次の 4 つを基本目標としています。

【「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 4 つを基本目標】

- ・地方における安定した雇用の創出
- ・地方への新しい人の流れ
- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

安芸市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「安芸市総合計画」において人口の将来展望を共有し、重要かつ優先的に実施する事業として位置づけています。

総合戦略の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間としています。

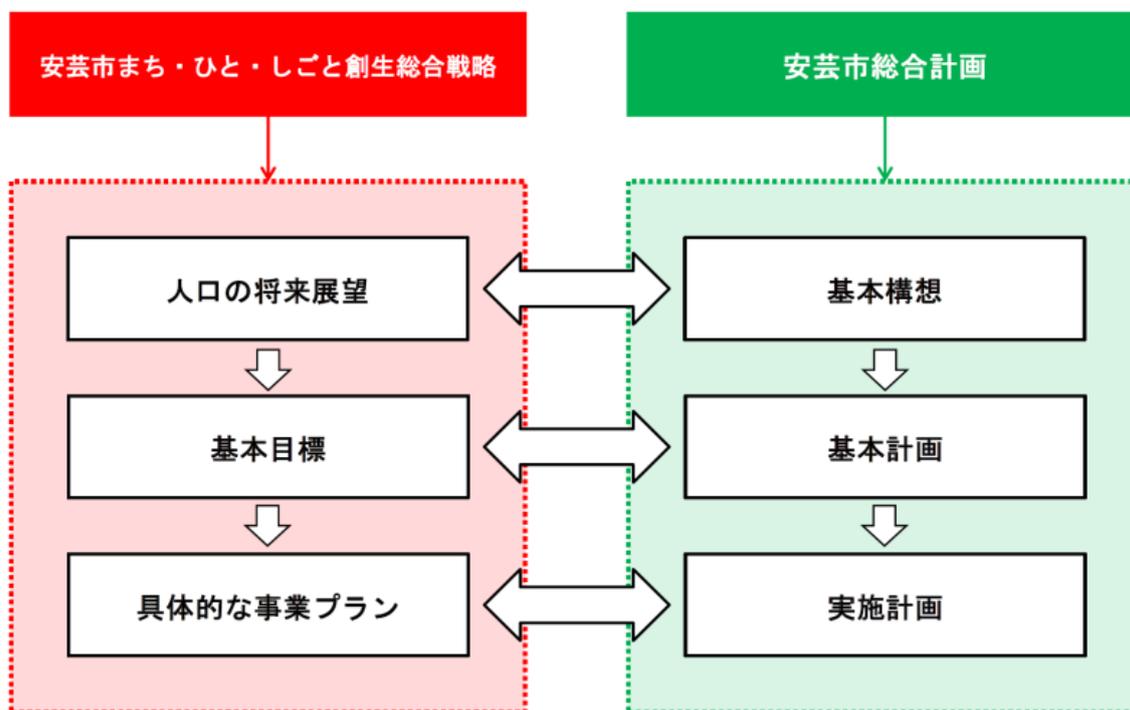


図 1-8 総合戦略の位置づけ

2) 安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標

国や高知県が策定した基本目標をもとに、人口ビジョンの将来展望を踏まえ、①産業振興により安定した雇用を創出する、②安芸市へ新しい人を呼び込む、③若い世代が安心して結婚、出産、子育てができるまちをつくる、④時代に応じた地域社会をつくるの4つを基本目標とし、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をめざしています。



図 1-9 安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標

1.2.3 公共施設等総合管理計画（平成 28 年 12 月）

- 公共施設等：新規整備・更新等を実施する場合は、施設の複合化・集約化を検討
- インフラ資産：広大な中山間地域、市街地、高速道整備等の一定の事業量が必要

厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

安芸市も、財政は依然として厳しい状況にあるなかで、過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えます。さらに、人口減少や少子高齢化などによる公共施設等の利用需要の変化にも的確に対応しなければなりません。今後も持続可能な行財政運営を続けていくためにも、コスト意識や経営的視点を持って財政負担の軽減・平準化に努めることが重要です。課題を客観的に把握・分析し、真に必要な行政サービスを提供し続けるために、計画的かつ最適な施設配置を推進する基本方針として『安芸市公共施設等総合管理計画』を策定しています。

(1) 計画期間

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とします。なお、計画期間中であっても状況に応じ適宜修正するものとします。

(2) 基本方針

- ・施設管理者としての責任を果たすべく、不慮の事故の発生や住民サービスに支障をきたすことがないように、日頃から適切な維持管理に努めます。
- ・老朽化の進行状況は施設等の置かれている条件によって異なってくることから、施設管理者は日常業務の中で点検を心掛けるとともに、定期的な診断を実施することとします。

表 1-14 公共施設等総合管理計画の方針

項目	方針（統廃合の方針が示されている事項（抜粋））
公共施設等	<ul style="list-style-type: none">・健全な財政運営を継続するには更新費用等を圧縮することが不可欠であり、新規整備・更新等を実施する場合は、施設の複合化・集約化を検討することを基本とし、管理・運営方法の効率化にも重点を置いた制度設計に取り組む・用途廃止した施設で、利活用や売却等が見込めない場合は、老朽化により周辺環境へ悪影響を及ぼすことを防ぐために取壊しを基本とする
インフラ資産	<ul style="list-style-type: none">・市道や農道、林道などの道路整備については、広大な中山間地域を有していることや市街地でも整備計画が残るなど、立ち遅れている現状にあり、さらには、高速道整備も予定されていることから、今後も一定の事業量が必要

1.2.4 安芸市道路交通網ビジョン（平成 22 年 10 月）

- 基本目標①快適で便利な市民生活を支える道路交通網
- 基本目標②地域活力の維持・向上を支える道路交通網
- 基本目標③安心で安全な市民生活を支える道路交通網
- 基本目標④適切に管理され、整備効果の高い道路交通網

総安芸市道路交通網ビジョンは、『安芸市総合計画（計画期間：平成 18～27 年度）』及び『都市計画マスタープラン（策定年度：平成 13 年度）』に掲げられた“目指すべきまちの将来像”や『高知県産業振興計画 安芸地域アクションプログラム』など既存の計画を実現させるのはもちろんのこと、20年後の安芸市のあるべき姿を見据え、必要な道路交通網のあり方を示すものです。

(1) 道路交通網整備の目標

安芸市における現状と課題、及び前項の整備理念を踏まえ、課題の解決に向けた道路交通網整備の基本目標を以下のように設定しています。

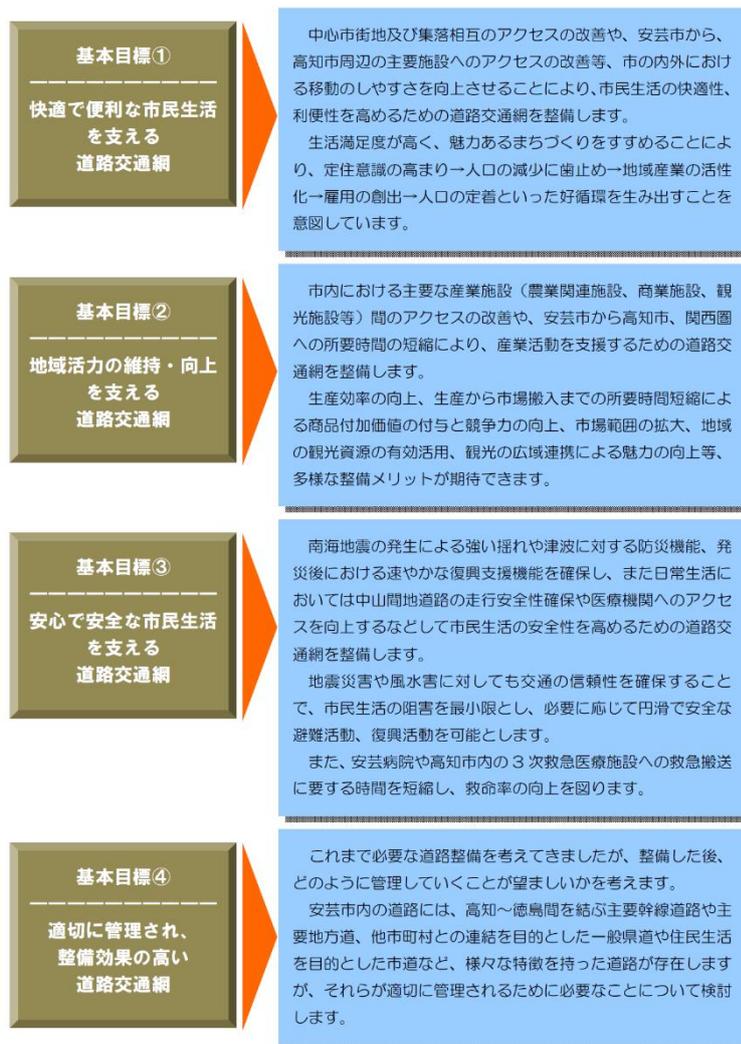


図 1-10 道路交通網整備の目標

1.2.5 安芸市農業振興地域整備計画

- 市街地を除く大半の市域が農業振興地域に指定
- 農業振興地域で「1号事業」「1号事業・2号事業」（多面的機能発揮促進事業）が谷地で実施

農業者の高齢化の進行や担い手の減少による生産構造の脆弱化が進む一方で、輸入農産物の増加などによる農産物価格の低迷など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。「自然環境の保全」や「食の安全」など消費者に選ばれる産地として、環境保全型農業の導入による安全・安心な健康野菜づくりを一層推進し、他産地との差別化を図ることで農家経営の安定・向上につなげていくことが重要となっています。

今後も施設園芸産地として存続・発展していく上で、農業経営基盤の強化や担い手の育成・確保が喫緊の課題となっており、ハウス施設の規模拡大や高度化、次世代型こうち新施設園芸システムの普及、環境保全型農業の推進、集出荷・流通体系の効率化など、生産性の高い魅力ある営農環境の確立が急がれています。

加えて、新規就農者の支援、地産地消の促進、耕作放棄地の解消、中山間地域における農業・農村の維持振興対策が必要となっています。

【対策】

- ・環境保全型農業の推進
- ・後継者の育成と経営基盤の強化・安定
- ・生産・流通基盤の高度化
- ・耕作放棄地の解消
- ・農畜産物の消費拡大と農山村の振興

出典：「安芸市過疎地域自立促進計画平成28年度～平成32年度」（平成28年3月）

安芸市では、市街地を除く大半の市域が農業振興地域に指定されています。

農業振興地域においては、「1号事業」「1号事業・2号事業」（多面的機能発揮促進事業）が山間部で実施されています。

1.2.6 安芸市地域防災計画（平成 30 年 6 月 安芸市防災会議）

■一般対策編（都市基盤整備関連）

- ・防災まちづくり
- ・災害に強い土地利用の推進

■震災対策編（都市基盤整備関連）

- ・都市の防災構造化に関する計画（都市計画マスタープランより抜粋）
 - 1 防災体制の強化、2 造成宅地の安全性の強化、3 河川・海岸の整備、
 - 4 不燃化・耐震化の推進、5 地域防災拠点の整備、6 その他の拠点整備、
 - 7 避難路・輸送路の整備、8 ライフライン施設の耐震性の確保

安芸市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、「地域における住民の生命、身体及び財産を災害から護り、土地の保全と、市民生活の安全を確保する」ことを目的として策定されています。

(1) 一般対策編

都市基盤整備に係る「災害予防計画」は「防災まちづくり」「災害に強い土地利用の推進」が示されています。

【一般対策編「災害予防計画」より抜粋】

1 防災まちづくり

防災まちづくりにおいては次の点に特に注意することとする。

(1) 災害に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

(2) 風水害を予防する施設整備

治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにする。

(3) 建築物の安全確保（詳細は、震災対策編第 2 章第 1 5 節）

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとする。

民間住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図る。

(4) ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

(5) 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

(6) 液状化への取り組み

液状化への危険度が高い地域の調査を検討する。

2 災害に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進し、災害に強い土地利用を図る。

(1) 公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地、縁道等は災害時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備及び維持管理を促進する。

(2) 浸水防除施設対策

宅地造成開発の指導、施設整備等により浸水対策を促進する。

ア 宅地造成の安全性の強化

市街地及びその背後地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう 適切な指導を実施する。

イ 下水道等の整備

市内の排水不良地区の解消等のため、都市下水路及び公共下水道事業、下排水路事業の整備促進を図る。

ウ 防災上重要な施設

駅など不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設の応急対策上重要な施設、災害時要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮する。

(3) 土地利用に関する規制、誘導

市街地形成の誘導、建築の制限等により安全な土地利用を図る。

ア 安全な都市環境形成の誘導

市及び県は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。

イ 災害危険区域での建築行為の禁止等

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域等の指定

急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における住居の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をする。

(イ) がけ地付近の建築物についての制限

建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物の建築行為の制限をする。

(2) 震災対策編

高知県は南海トラフを震源とする地震に、おおよそ100年～150年の周期で繰り返し襲われ、家屋の倒壊や津波により、多大な人命並びに財産を失ってきています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により広範囲に甚大な被害をもたらしました。

このため安芸市においては東日本大震災の教訓や南海トラフの地震想定に基づき、「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難計画、人づくり、地域づくり対策について、ソフト・ハード対策を総合的に推進しています。

都市基盤整備に係る「災害予防計画」は「都市の防災構造化に関する計画」が示されています。これは、現行都市計画マスタープランにも位置づけられています。

【震災対策編「災害予防計画」より抜粋】

第1節都市の防災構造化に関する計画（都市計画マスタープランより抜粋）

1 防災体制の強化

- (1) 大規模な災害に対し、既存消防体制の拡充・強化を図り、広域的な視点での防災体制の確立を検討する。また、市民の自主防災活動促進のため啓発に努め、各地域単位の自主防災組織の編成を進める。
- (2) 市民を災害から守るため、通信情報システムとしての地域防災情報システムを構築する。
- (3) 災害時の混乱を避けるため、市民への防災マップ等を用いた避難経路及び避難施設の周知徹底を図る。

2 造成宅地の安全性の強化

市街地及びその後背地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう適切な指導を行う。

3 河川・海岸の整備

海浜部では、今後、地震や津波に対する備えが必要であると同時に、避難、救援が円滑に行えるよう防潮堤等の整備が必要である。

4 不燃化・耐震化の推進

地震・火災に強いまちづくりを進めるため、耐震防火水槽等の整備、生垣設置、宅地内植栽を推進し、老朽化した木造建物が密集する既成市街地については、不燃化・耐震化が推進されるよう啓発する。

5 地域防災拠点の整備

- (1) 小学校区をコミュニティ単位とし、学校施設を防災拠点と位置づけることにより、避難・救援活動の効率化を図る。
- (2) 災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点の拡充整備を図る。

6 その他の拠点整備

- (1) 市役所は災害対策本部として機能することに加え、情報通信機能や備蓄機能等を備え、地域防災拠点を支援・補完できるよう災害対応設備の充実を推進する。
- (2) 市中央部で空き地を確保しやすい箇所にヘリコプター発着場を備えた物資の輸送基地を設けることとし、安芸市営野球場、安芸高校野球場、安芸中学校、及びニッポン高度紙

工業を位置づける。

7 避難路・輸送路の整備

- (1) 避難路には、補助幹線道路、通学路や中心地区への主要道路を位置づけ、沿道建物の不燃化、緑地帯の確保を進めるなど、防災機能の強化を検討する。また、緊急車両が通行する救援・救助動線として機能する路線については6 m以上（緊急車両融合・活動有効幅員）を確保するなど、安全性・防災性の向上を検討する。
- (2) 物資補給及び人員動員のためのルートとして、主要幹線道路を位置づけ、災害時のスムーズなネットワーク化を図る。

8 ライフライン施設の耐震性の確保

- (1) 老朽水道管の敷設換えによる耐震化の推進や、電力・電話施設の耐震化への協力等により、ライフラインの確保を図る。

1.2.7 安芸市過疎地域自立促進計画（平成 28 年 3 月）

- 産業の振興
- 通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- 生活環境の整備
- 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 医療の確保
- 教育の振興
- 地域文化の振興等
- 集落の整備
- その他地域の自立促進に関し必要な事項

安芸市では、これまで基幹産業である農業など第一次産業の振興や交通基盤の整備、生活環境の向上など、積極的に過疎対策を講じてきましたが、市民生活や産業・経済活動を支えるさまざまな都市基盤は依然として立ち遅れており、山間部をはじめ市内全域で人口減少が進むなど、地域活力の減退に歯止めがかかっていません。

この過疎計画では、「安芸市総合計画（計画期間：H28～32 年度）」や「安芸市地域福祉計画」、「安芸市まち・ひと・しごと総合戦略」など、市の各種計画との整合性を図りながら、高速道路をはじめとする交通基盤の整備や基幹産業である農林水産業の振興、少子高齢化対策、健康・福祉のさらなる向上などに総合的かつ計画的に取り組めます。また、市民協働や広域連携をさらに進めるとともに、それぞれの地域で育まれてきた伝統や技術、歴史・文化を生かした滞在型・体験型観光を積極的に推進し、「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」に取り組むこととしています。

(1) 自立促進の基本方針

- 地域で支え合う健康で笑顔あふれるまちづくり
- みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり
- 地域資源の強みを活かした魅力あふれるいきいきとしたまちづくり
- 美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり
- 歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり
- 市民が主役。協働で営む強い自治体づくり

(2) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間としています。

(3) 分野別方針

表 1-15 過疎地域の分野別方針

方針	分野
産業の振興	農業、林業、水産業、企業誘致及び起業の促進、商工業、観光
通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	交通体系、情報通信体系、地域間交流
生活環境の整備	上下水道施設、廃棄物処理施設等、消防・防災・防犯体制、公営住宅、公園施設
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者等の保健及び高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、地域福祉
医療の確保	医療の確保
教育の振興	学校教育、生涯学習、生涯スポーツ
地域文化の振興等	地域文化の振興
集落の整備	集落の整備
その他地域の自立促進 に関し必要な事項	その他地域の自立促進（自然エネルギーの利用、鳥獣被害対策、GISの導入）

1.3 【参考】災害に強いまちづくりガイドライン（国土交通省）

- 命を守るために逃げる
- 避難時の生活環境を整える
- 災害に強いまちをつくる
- 災害に負けない人・組織等をつくる

高知県土地利用基本計画は、高知県の区域における国土（以下「県土」という。）について、国土交通省においては、「災害に強いまちづくりガイドライン～計画・整備にあたっての着眼点・留意点～」（平成30年3月国土交通省）を作成しています。

安芸市においては、市の実情にあわせて、以下の4つの基本方針・17の基本施策・54の施策（導入メニュー）を参考にする必要があります。

四国地方における災害に強いまちづくりに向けた備え体系図（案）

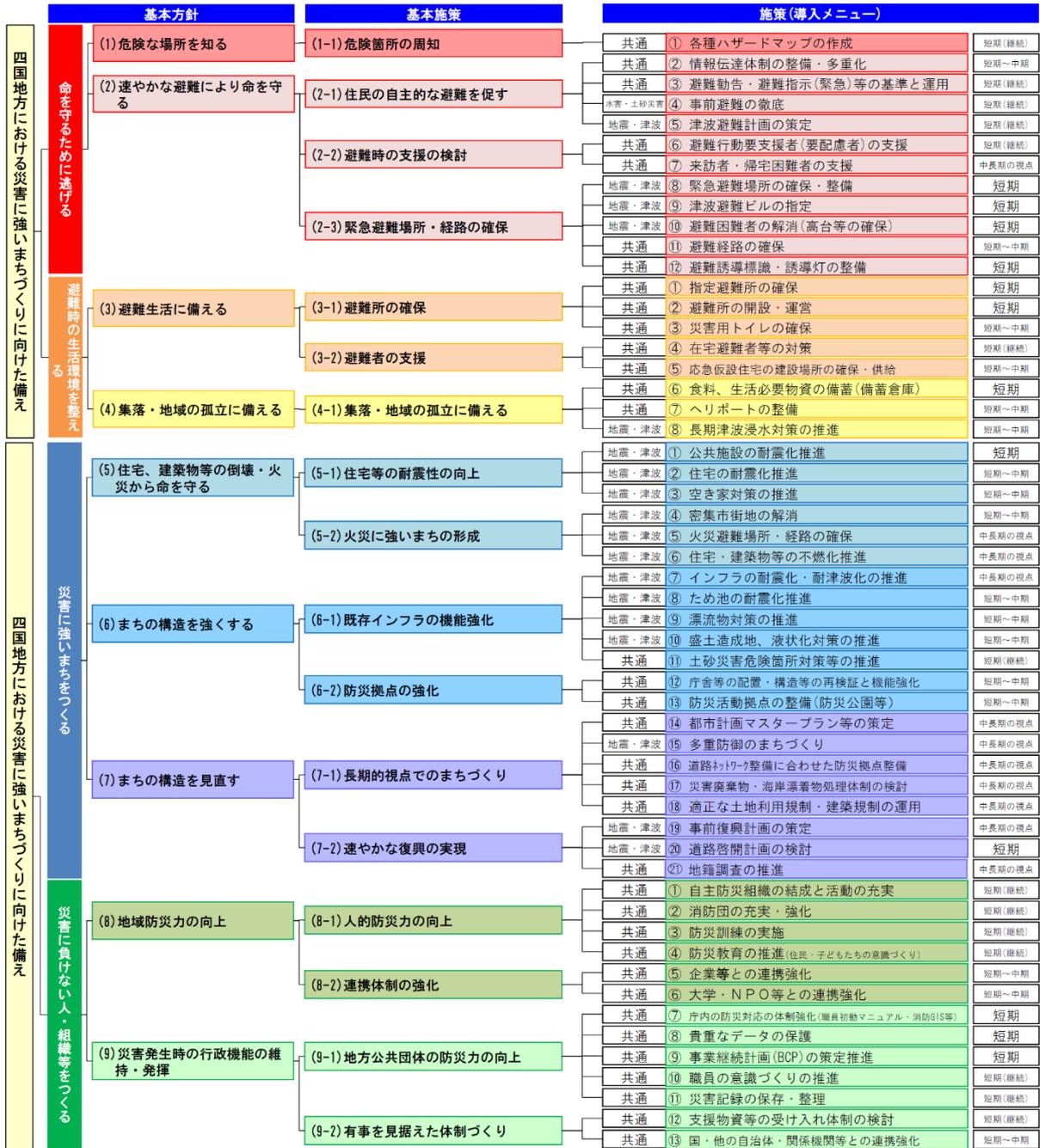


図 1-13 四国地方における災害に強いまちづくりに向けた備え体系図（案）

2. 安芸市の概況

2.1 現況・見通し

2.1.1 都市計画法の適用

- ・ 行政面積 31,721ha 行政人口 17.5 千人
- ・ 都市計画区域面積 524ha 都市計画区域人口 6.7 千人
- ・ H22 DID 地区面積 175.0ha 人口 6.2 千人 *H30 年 3.3

安芸市における都市計画法の適用の現状は以下のとおりです。

表 2-1 安芸市都市計画法の適用状況

都市計画 区域名	都市名	行政区域		都市計画区域		法適用年 月日 (都市計画 区域決定 年月日)	区域変更 年月日	
		面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)			
安芸	安芸市	31,721	17.5	524	6.7	S11.5.15	S11.5.15	
		都市計画区域						
		範囲	面積 (ha)	H17 国調 人口 (千人)	H22 国調 人口 (千人)	現在人口 (千人)		
		一部	524	8.4	7.9	6.7		
		H17DID 地区		H22DID 地区				
		面積 (ha)	人口 (千人)	面積 (ha)	人口 (千人)			
		171	6.6	175.0	6.2			

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在）

2.1.2 人口

- ・人口ビジョンの将来推計によると、平成 72 年（2060 年）に人口は約 14,000 人まで減少
- ・高齢化率（人口に占める老年人口の割合）は、平成 22 年（2010 年）32.0%から平成 32 年（2020 年）38%まで上昇し、その後は減少
- ・若年層の市外（県外）流出が顕著

(1) 人口・高齢化率の将来見通し

安芸市の人口は、約 1.8 万人（平成 27 年（2015 年）国勢調査）です。

安芸市人口ビジョンの将来推計によると、平成 72 年（2060 年）に人口は約 14,000 人まで減少すると予測されています。

老年人口（65 歳以上人口）は平成 32 年（2020 年）まで増加し続け、高齢化率（人口に占める老年人口の割合）は、平成 22 年（2010 年）32.0%から平成 32 年（2020 年）38%まで上昇します。その後は、老年人口も減少に転じる予測です。

高齢化率は平成 32 年（2020 年）がピーク（平成 22 年（2010 年）から 6%増）
その後は減少に転じ平成 72 年（2060 年）は 29.2%（平成 22 年（2010 年）から 2.8%減）

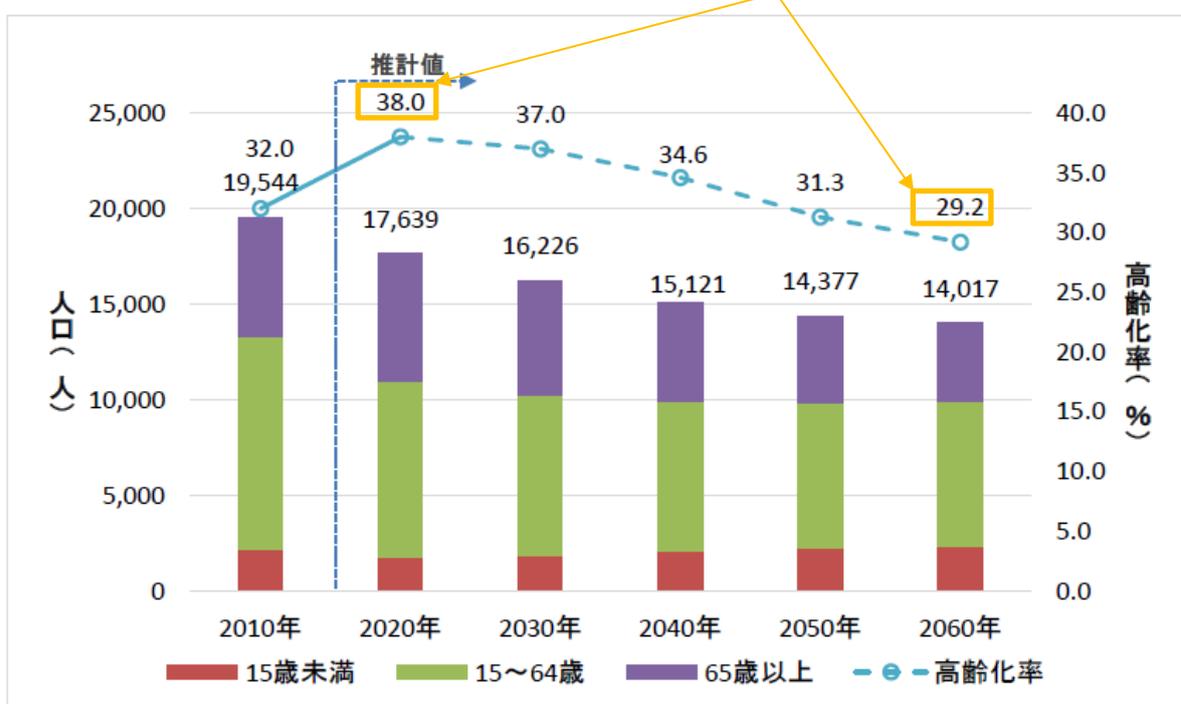


図 2-1 安芸市の人口及び高齢化率の推移

出典：「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」による推計値

表 2-2 人口の将来展望

■人口の将来展望

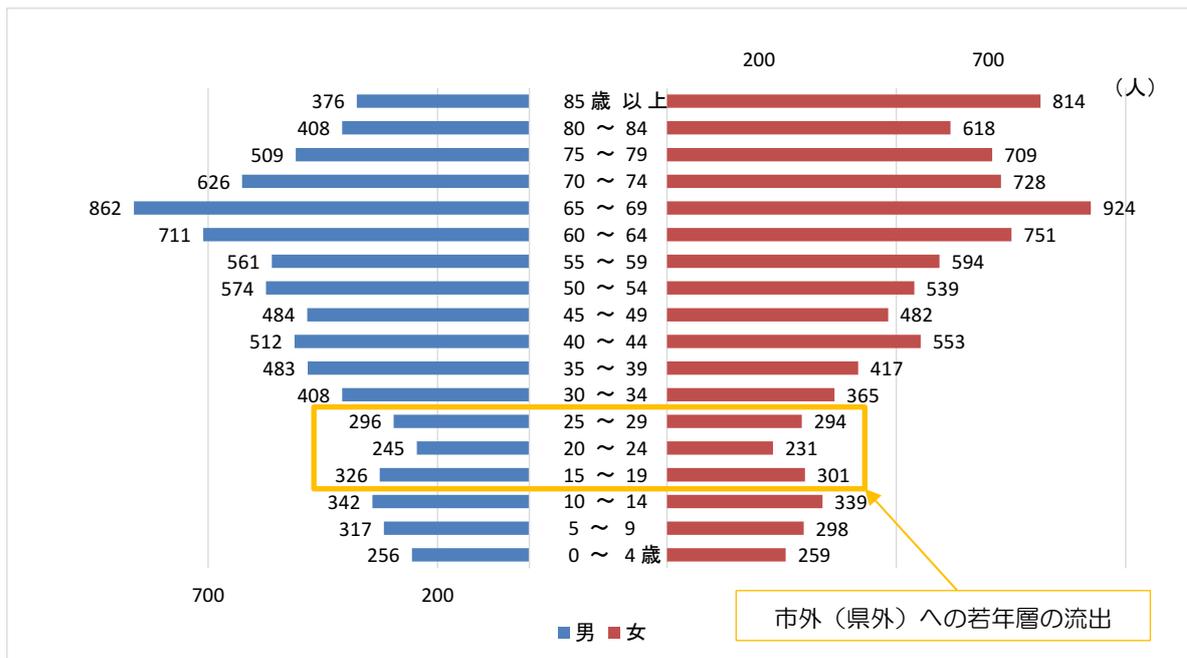
	2010年 平成22年	2020年 平成32年	2030年 平成42年	2040年 平成52年	2050年 平成62年	2060年 平成72年
総人口	19,544	17,639	16,226	15,121	14,377	14,017
0～14歳	2,139	1,762	1,888	2,126	2,283	2,313
15～64歳	11,159	9,177	8,331	7,757	7,594	7,606
65歳～	6,246	6,699	6,008	5,238	4,500	4,098
合計特殊出生率	1.34	1.50	1.84	2.07	2.27	2.27
0～14歳構成比	10.9%	10.0%	11.6%	14.1%	15.9%	16.5%
15～64歳構成比	57.1%	52.0%	51.3%	51.3%	52.8%	54.3%
65歳～構成比	32.0%	38.0%	37.0%	34.6%	31.3%	29.2%

出典：「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」による推計値

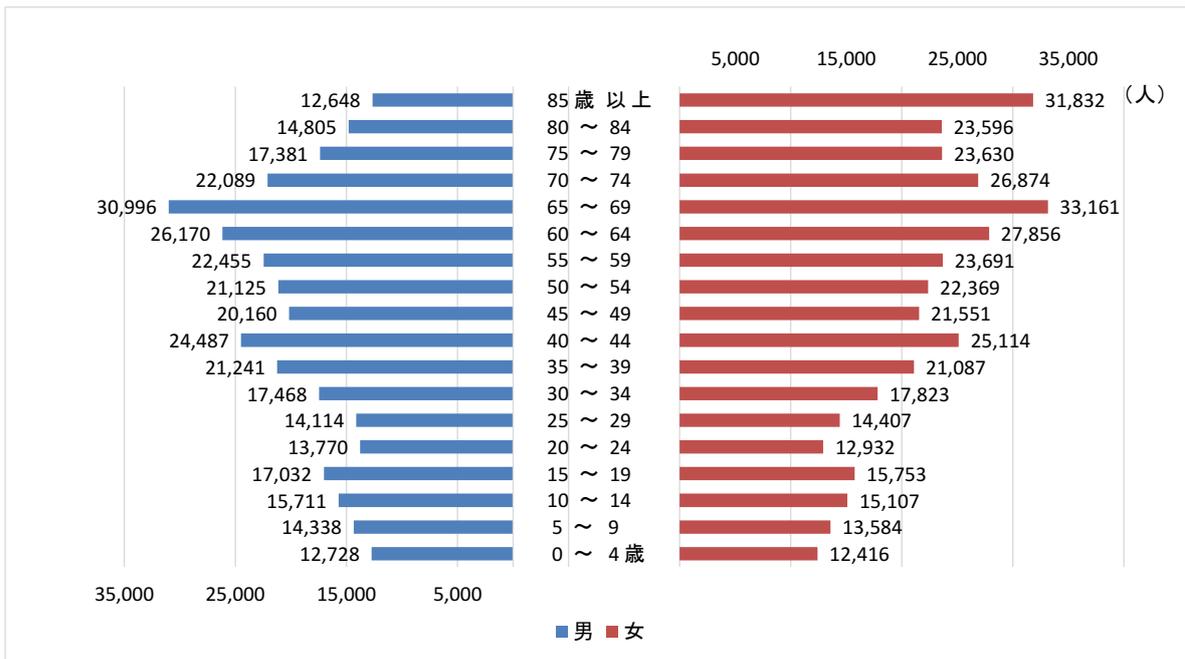
(2) 年齢構成

人口構成を年齢別（平成 27 年国勢調査）にみると、男女ともに 20 代の人口が、比較的少なくなっています。これは高知県下でも同様の傾向となっており、市外（県外）に若年層が流出していることが考えられます。

【安芸市】



【高知県】



【全国】

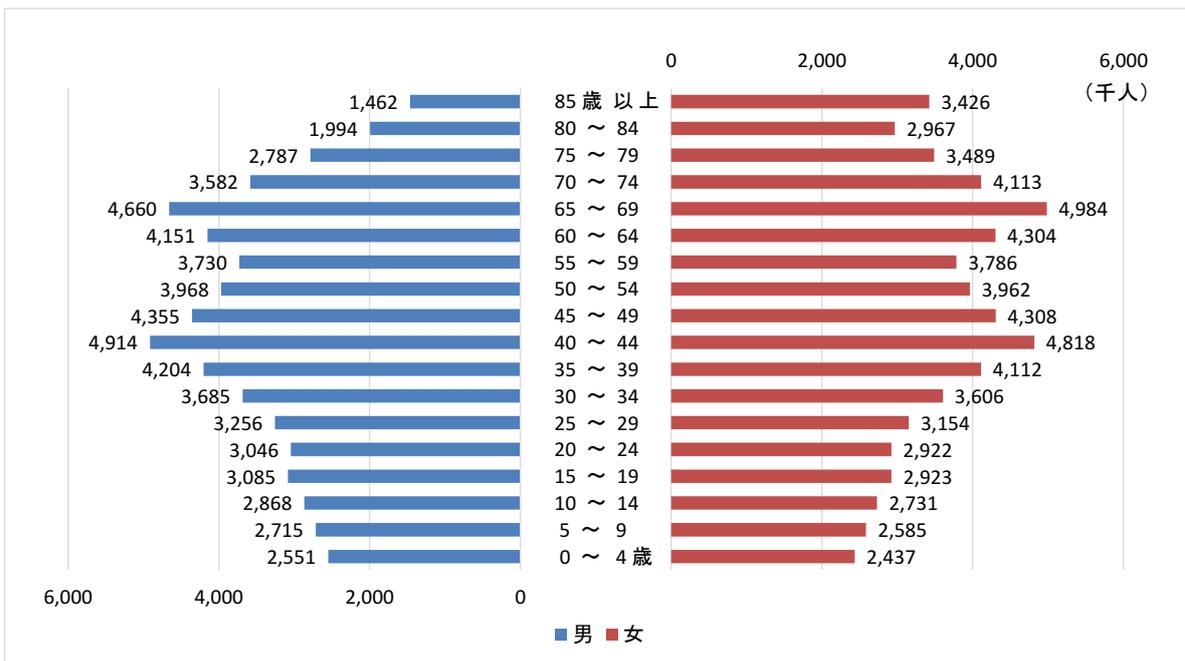


図 2-2 安芸市と高知県・全国の人口ピラミッド比較

出典：安芸市、高知県、全国ともに平成 27 年国勢調査

(3) 地区別人口の推移

地区別人口を見ると、(旧)安芸町地区がもっとも多く市全体の38.4% (6,732人 平成30年(2018年))を占めています。次いで多いのは川北地区であり、以下、井ノ口地区、土居地区、伊尾木地区、赤野地区、穴内地区、東川地区、畑山地区となっています。

地区別人口の推移をみると、いずれの地区も減少傾向を示しています。

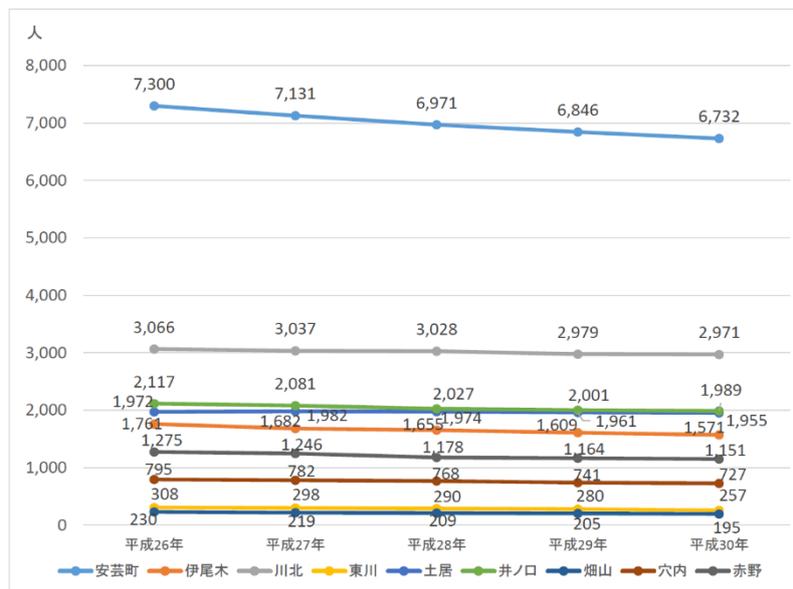


図 2-3 地区別人口の推移

出典:「安芸市の統計データ」

表 2-3 地区人口

地区名		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
安芸町	人口	7,300	7,131	6,971	6,846	6,732
	世帯数	3,568	3,526	3,473	3,441	3,401
伊尾木	人口	1,761	1,682	1,655	1,609	1,571
	世帯数	812	793	779	772	763
川北	人口	3,066	3,037	3,028	2,979	2,971
	世帯数	1,342	1,347	1,352	1,345	1,358
東川	人口	308	298	290	280	257
	世帯数	177	172	174	171	160
土居	人口	1,972	1,982	1,974	1,961	1,955
	世帯数	841	853	853	847	846
井ノ口	人口	2,117	2,081	2,027	2,001	1,989
	世帯数	929	904	893	898	894
畑山	人口	230	219	209	205	195
	世帯数	127	120	115	114	108
穴内	人口	795	782	768	741	727
	世帯数	323	328	323	317	315
赤野	人口	1,275	1,246	1,178	1,164	1,151
	世帯数	566	557	534	537	539
計	人口	18,824	18,458	18,100	17,786	17,548
	世帯数	8,685	8,600	8,496	8,442	8,384

出典:「安芸市の統計データ」

2.1.3 地価

- ・安芸駅周辺の地価公示は、住居系平均地価（平成 30 年）が約 3.1 万円～4.2 万円、商業系平均地価（平成 30 年）は約 4.1 万円～6.3 万円
- ・平成 25 年あたりまでは下落傾向であったが、H30 年付近は、緩やかな減少となり下げ止まり傾向

安芸駅周辺の地価公示についてみると住居系平均地価（平成 30 年）は約 3.1 万円～4.2 万円、商業系平均地価（平成 30 年）は約 4.1 万円～6.3 万円です。平成 25 年あたりまでは下落傾向が顕著でしたが、それ以降平成 30 年は、緩やかな減少となり、下げ止まり傾向がみられます。

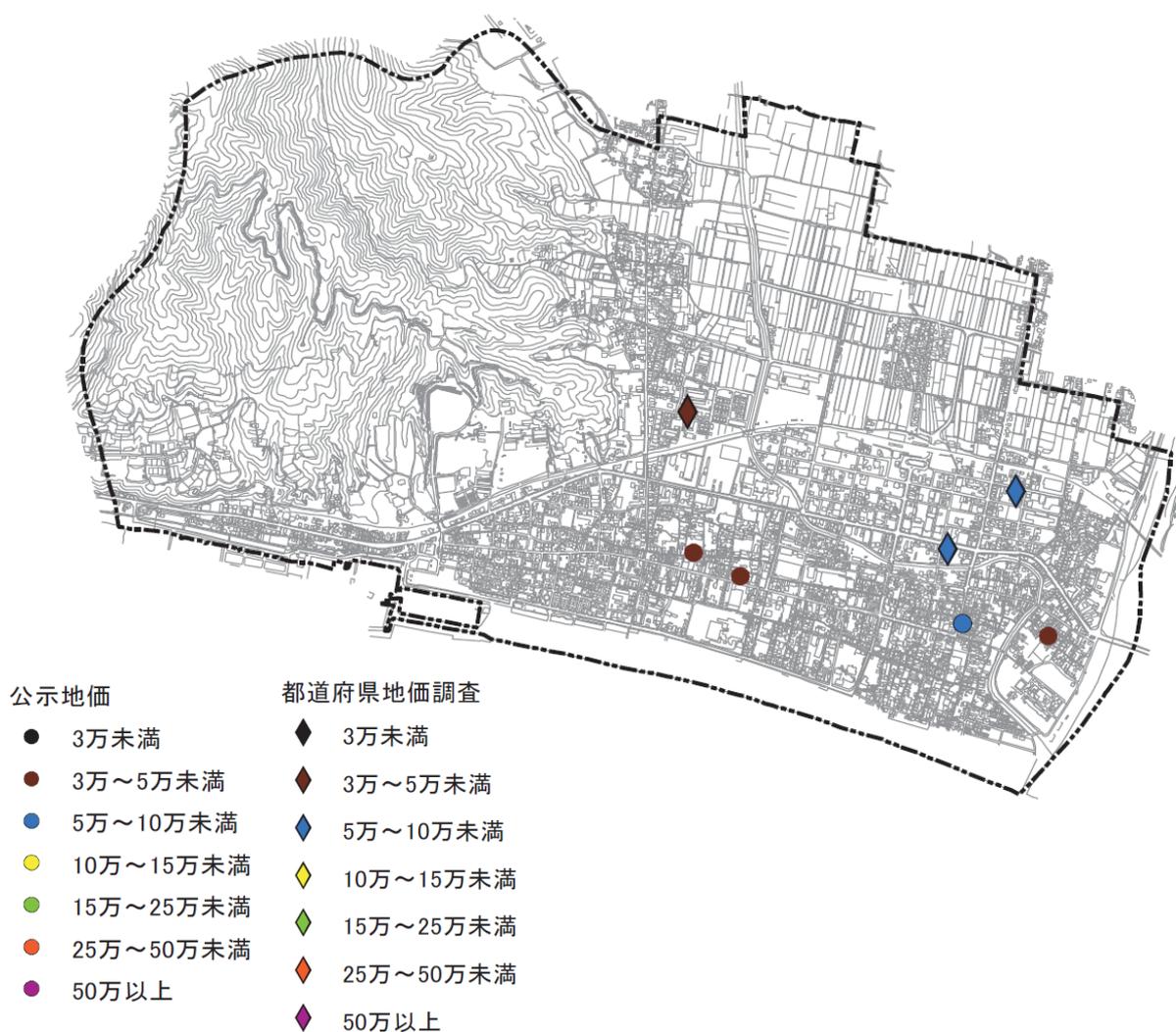


図 2-4 地価の状況

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）、H26 年～H30 年国土交通省土地総合情報システム

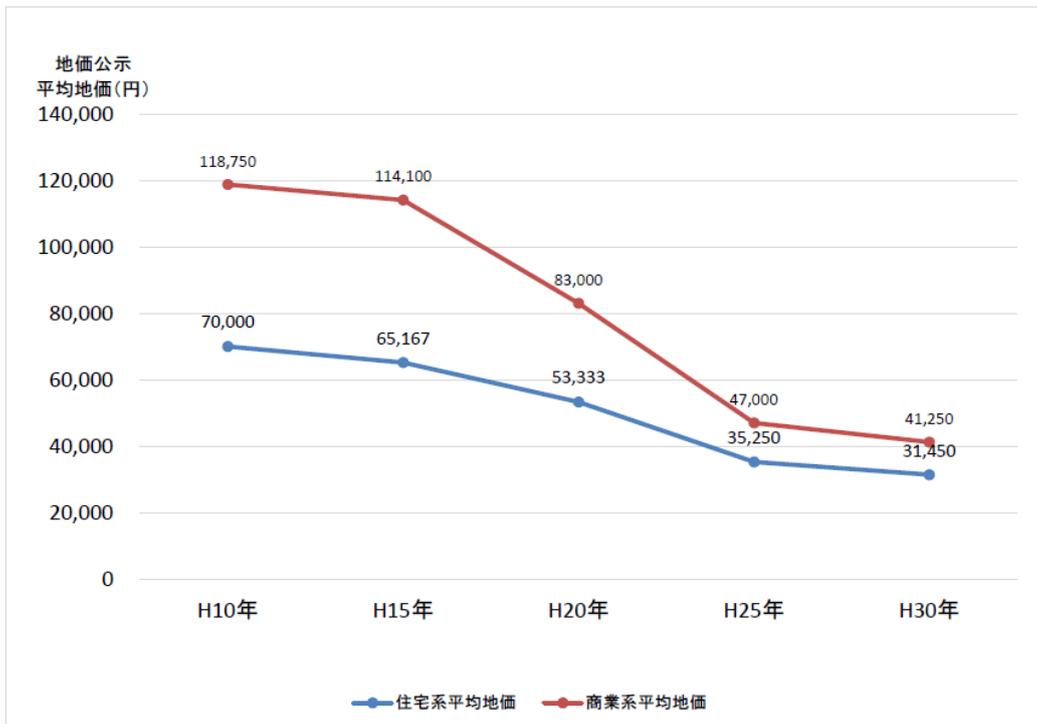


図 2-5 安芸駅周辺の地価公示（平均地価）の推移

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）、H26 年～H30 年国土交通省土地総合情報システム

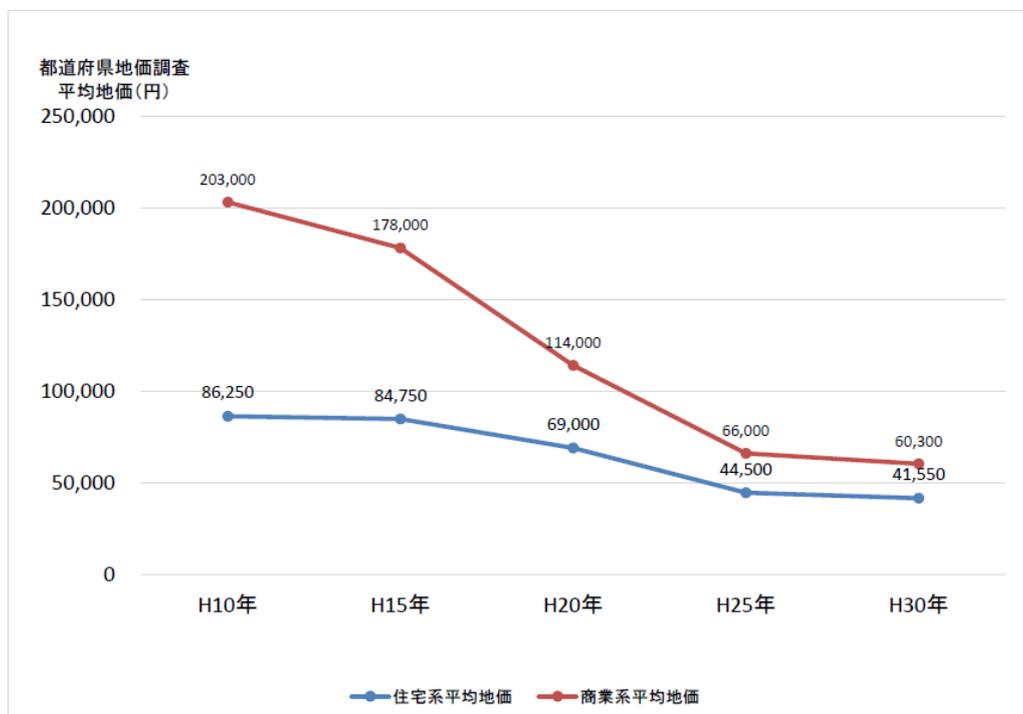


図 2-6 安芸駅周辺の都道府県地価調査の推移

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）、H26 年～H30 年国土交通省土地総合情報システム

2.1.4 土地利用

○土地利用

- ・自然的土地利用が 94.0%、都市的土地利用が 6.0%

○法適用

- ・市域及び都市計画区域内の一部に「農業振興地域・農用地区域」「国有林」「地域計画対象民有林」「保安林（「潮害防備保安林」「土砂流出防備保安林」「魚つき保安林」「保健保安林」「水源かん養保安林）」」「県立自然公園」「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」「浸水危険箇所」「景観条例」「海岸保全区域」が指定

(1) 土地利用

安芸市の土地利用について見ると、自然的土地利用が 94.0%、都市的土地利用が 6.0%となっています。安芸市の土地利用は、概ね 9 割弱（88.3%）が森林原野となっています。

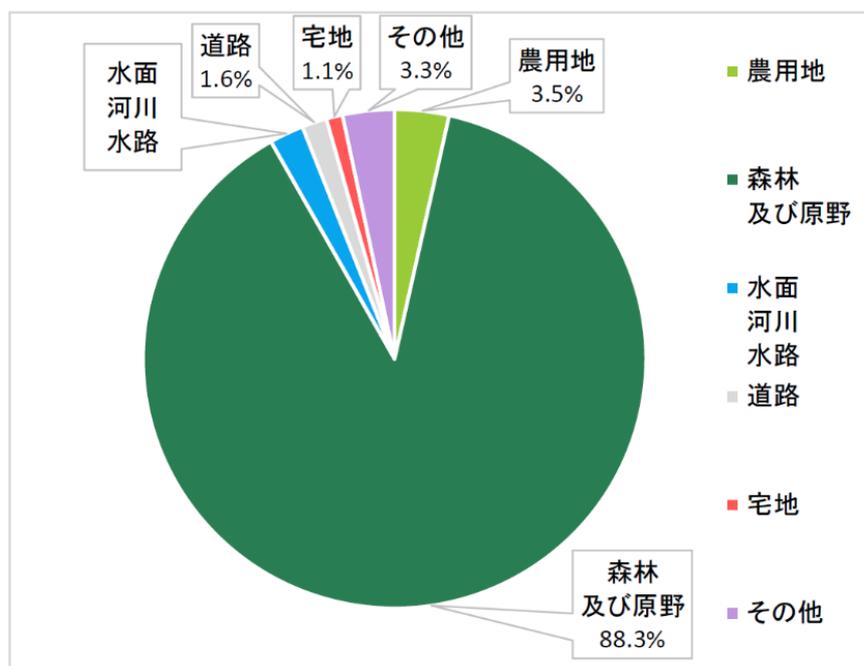


図 2-7 安芸市と土地利用構成

出典：高知県土地利用現況把握調査（平成 17 年度）より作成

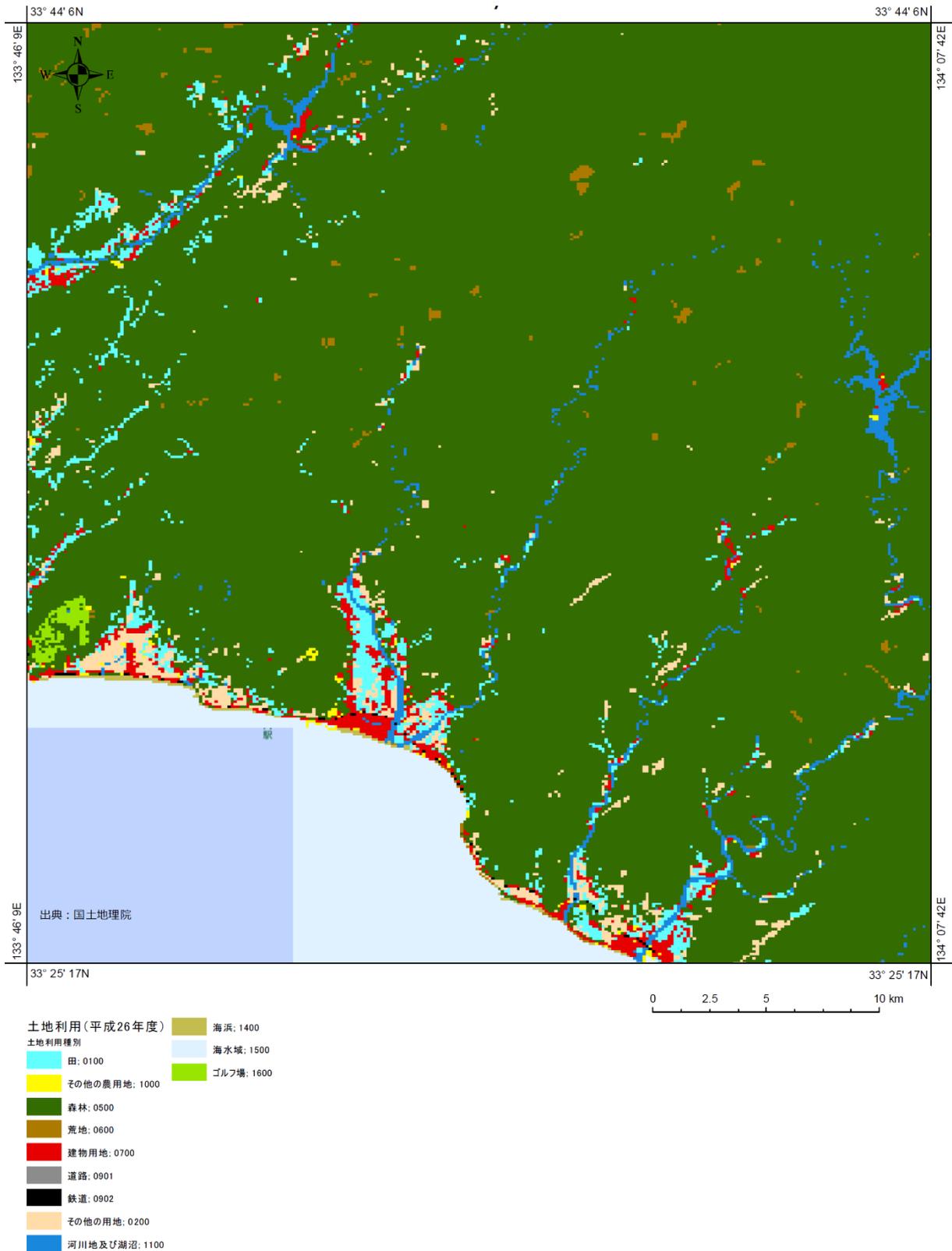


図 2-8 土地利用図 (参考図)

出典：国土数値情報 (平成 26 年度) (環境省環境アセスメントデータベースより)

表 2-4 安芸市土地利用面積の推移（平成 7 年～平成 16 年）

単位：上段 ha、下段%

	自然的土地利用				都市的土地利用				合計
	農用地	森林 及び原 野	水面 河川 水路	小計	道路	宅地	その他	小計	
平成 7 年	1,237	27,778	714	29,729	461	333	1,211	2,005	31,734
	3.9%	87.5%	2.2%	93.7%	1.5%	1.0%	3.8%	6.3%	100%
平成 8 年	1,218	27,696	713	29,627	468	345	1,294	2,107	31,734
	3.8%	87.3%	2.2%	93.4%	1.5%	1.1%	4.1%	6.6%	100%
平成 9 年	1,189	27,780	712	29,681	468	344	1,241	2,053	31,734
	3.7%	87.5%	2.2%	93.5%	1.5%	1.1%	3.9%	6.5%	100%
平成 10 年	1,165	27,779	711	29,655	468	347	1,264	2,079	31,734
	3.7%	87.5%	2.2%	93.4%	1.5%	1.1%	4.0%	6.6%	100%
平成 11 年	1,152	27,778	696	29,626	469	349	1,290	2,108	31,734
	3.6%	87.5%	2.2%	93.4%	1.5%	1.1%	4.1%	6.6%	100%
平成 12 年	1,124	27,778	694	29,596	485	350	1,303	2,138	31,734
	3.5%	87.5%	2.2%	93.3%	1.5%	1.1%	4.1%	6.7%	100%
平成 13 年	1,117	27,778	694	29,590	489	353	1,302	2,144	31,734
	3.5%	87.5%	2.2%	93.2%	1.5%	1.1%	4.1%	6.8%	100%
平成 14 年	1,109	27,771	700	29,580	489	332	1,333	2,154	31,734
	3.5%	87.5%	2.2%	93.2%	1.5%	1.0%	4.2%	6.8%	100%
平成 15 年	1,106	27,772	701	29,579	490	332	1,333	2,155	31,734
	3.5%	87.5%	2.2%	93.2%	1.5%	1.0%	4.2%	6.8%	100%
平成 16 年	1,108	28,033	700	29,841	505	334	1,054	1,893	31,734
	3.5%	88.3%	2.2%	94.0%	1.6%	1.1%	3.3%	6.0%	100%

出典：高知県土地利用現況把握調査（平成 17 年度）より作成

表 2-5 (参考) 都市計画区域における土地利用現況面積 (調査範囲 385.4ha)

単位：h a

区分		都市計画区域	
自然的土地利用	農用地	田	45.2
		畑	38.4
	山林		52.5
	原野		1.1
	水面		28.9
	計		166.2
都市的土地利用	宅 地	住宅用地	67.2
		商業用地	24.2
		工業用地	10.3
		小計	101.7
	都市運営		5.9
	文教厚生		20.7
	道路用地		45.0
	交通施設用地		10.8
	公共緑地		8.5
	計		192.7
その他	その他 A		19.8
	その他 B		6.6
	その他 C		0.1
	計		26.5
都市計画区域面積		385.4	
可住地		223.2	
非可住地		162.2	

出典：平成 25 年都市計画基礎調査 (安芸市)

(2) 法適用現況

○農用地区域

- ・市域のほぼ全域が農業振興地域に指定されています。農用地区域は市街地の北部及び東部一帯に指定されています。

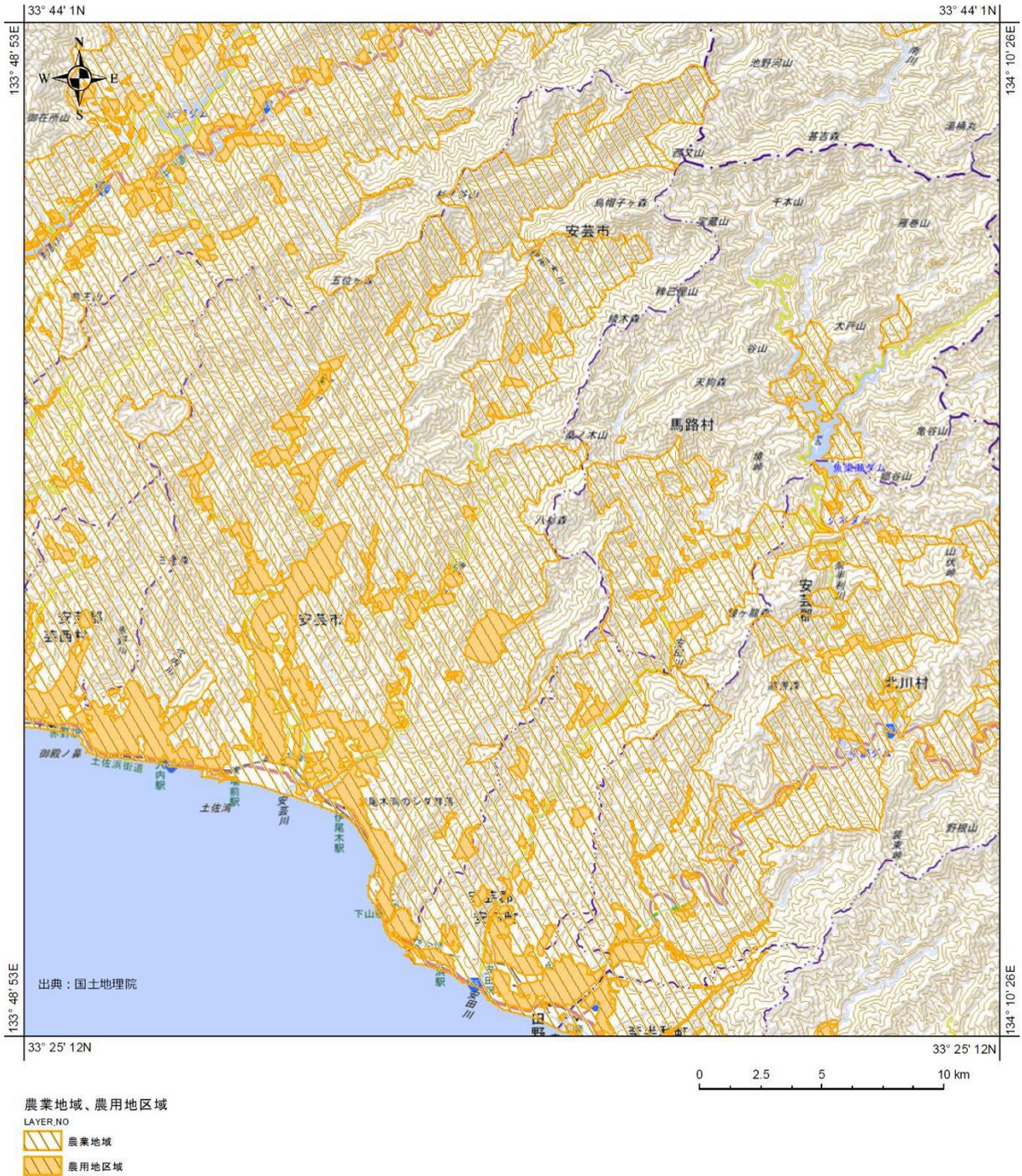


図 2-9 農業地域（参考図）

出典：国土数値情報（平成 28 年度）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○国有林

- ・安芸市の北部に国有林が指定されています。

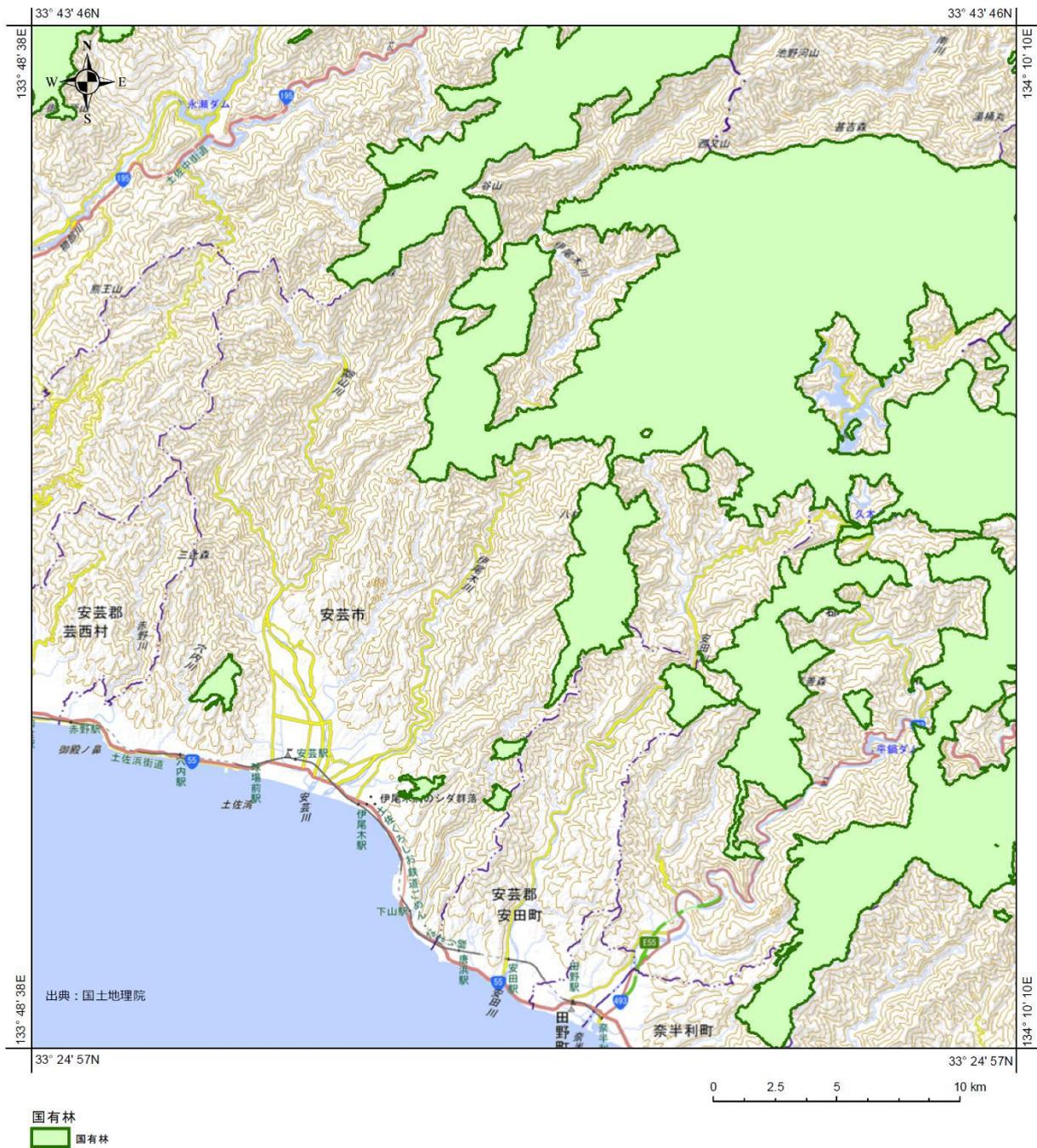


図 2-10 国有林（参考図）

出典：国土数値情報（平成 23 年度）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○地域計画対象民有林

- ・北部の一部と市街地を除き、広い範囲で地域計画対象民有林が指定されています。

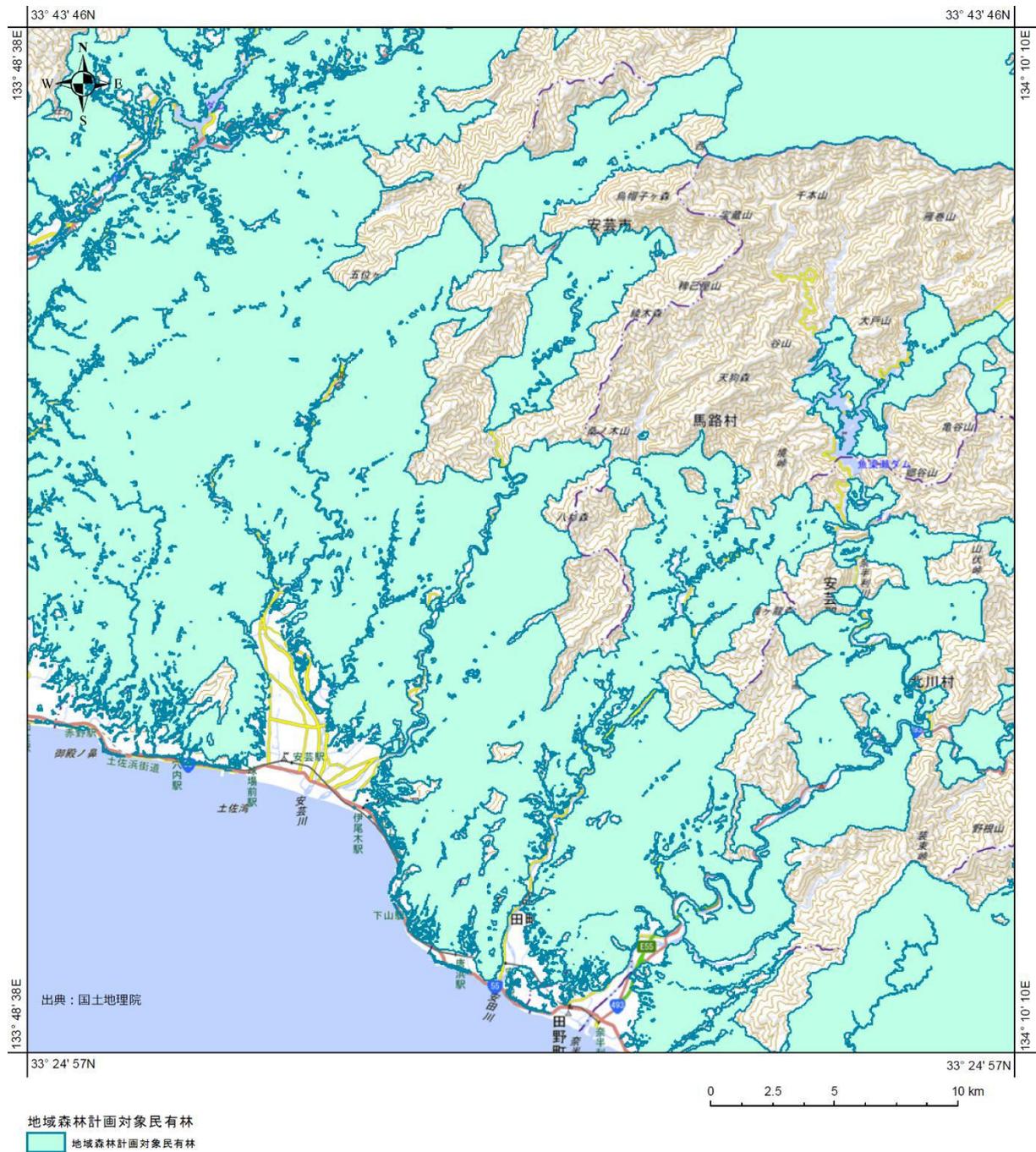


図 2-11 地域計画対象民有林（参考図）

出典：国土数値情報（平成 23 年度）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○保安林

- ・安芸市では、「潮害防備保安林」「土砂流出防備保安林」「魚つき保安林」「保健保安林」「水源かん養保安林」の指定があります。

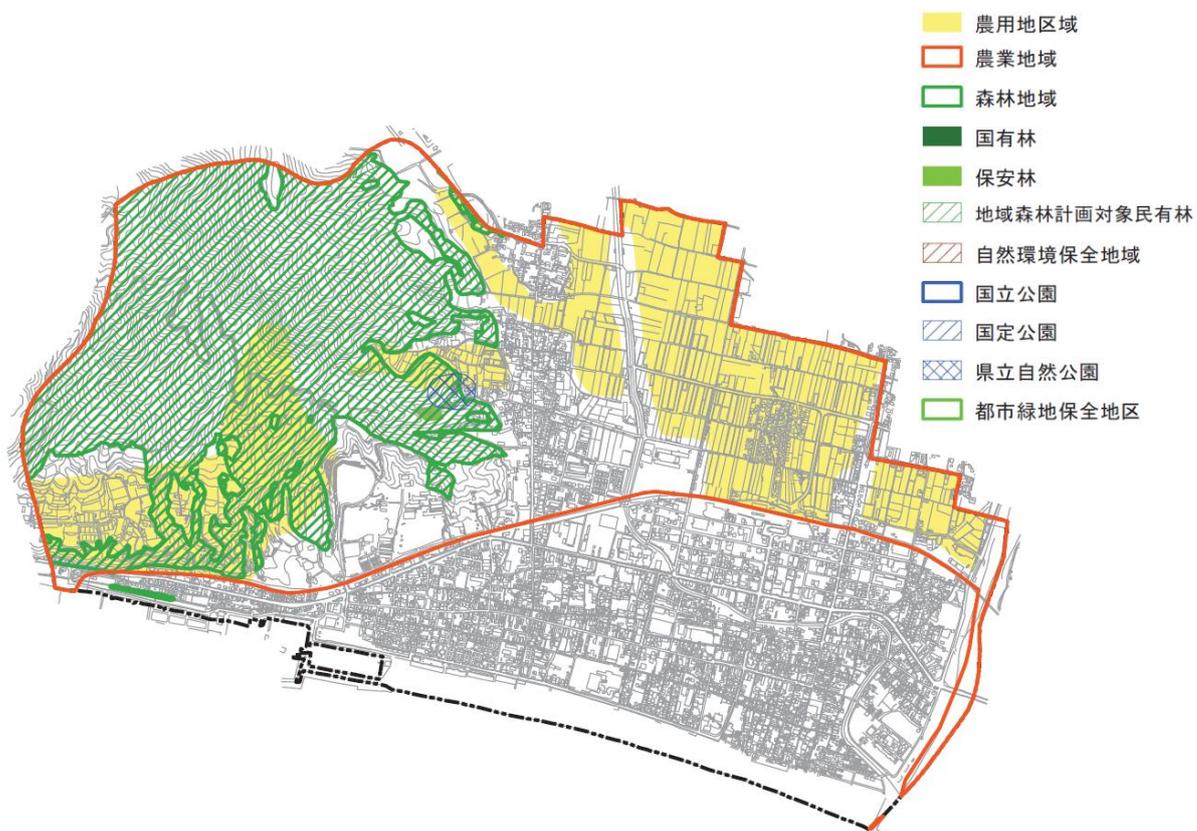
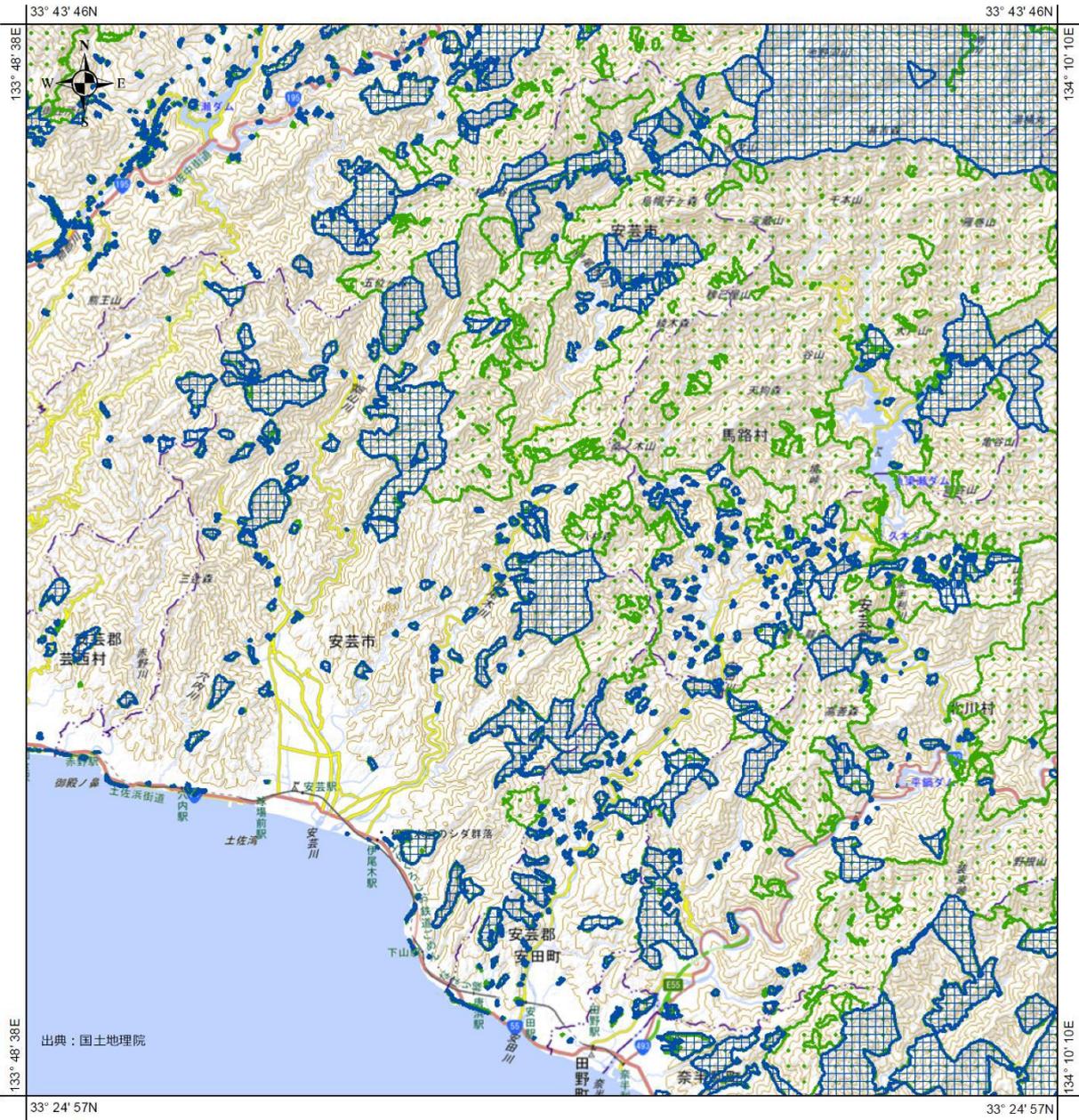


図 2-12 自然環境関連法適用図

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）



- 保安林(民有林)
- 保安林(民有林)
- 保安林(国有林、民有林)
- 保安林(国有林、民有林)

図 2-13 保安林（国有林・民有林）（参考図）

出典：国土数値情報（平成 23 年度）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○自然公園

- ・土居廊中地区及び内原野地区等に手結住吉県立自然公園（普通地域）が指定されています。
- ・国立公園、国定公園の指定はありません。

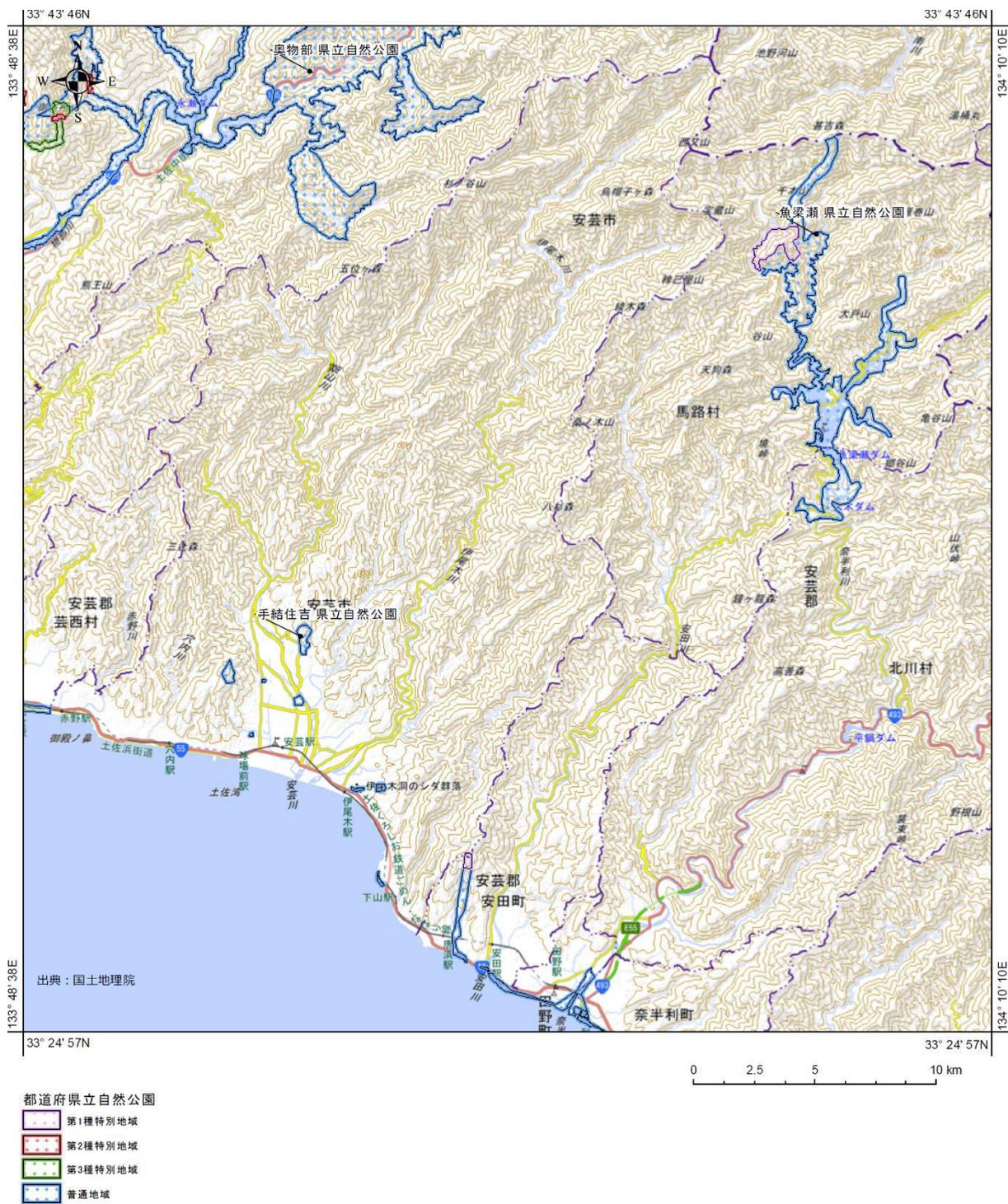


図 2-14 自然公園（参考図）

出典：国土数値情報（平成 28 年度）（高知県）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○急傾斜地崩壊危険区域

- ・都市計画区域内の西部の一部に急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

○砂防指定地

- ・都市計画区域内の山間地の一部に砂防指定地が指定されています。



図 2-15 防災関連法適用図

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

○浸水危険箇所

- ・浸水危険区域があります。
- ・安芸駅周辺は5.0m～10.0mの地域があります。
- ・海岸部付近では、最大10.0m～15.0mの浸水深の地域があります。

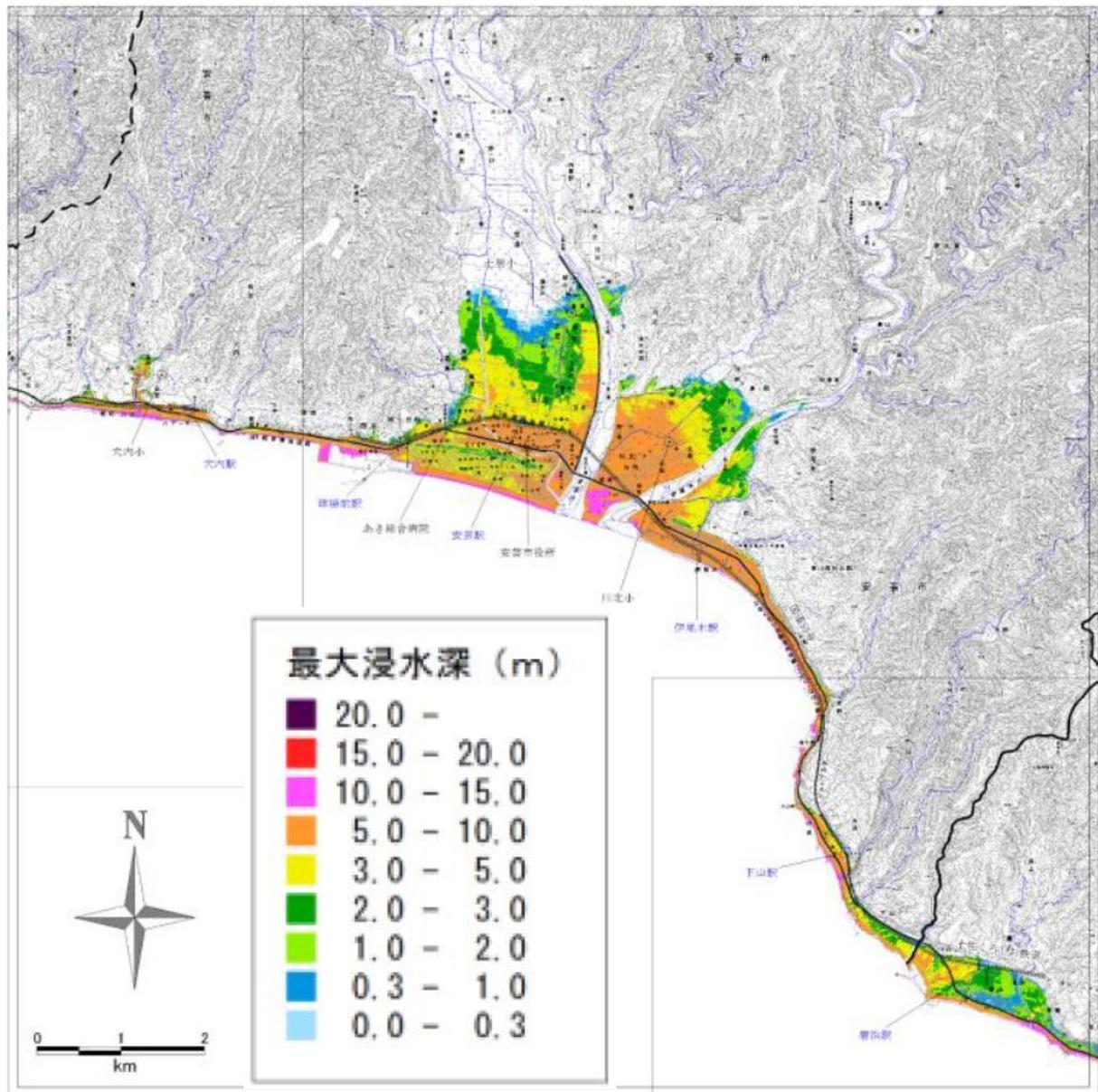


図 2-16 高知県版第 2 弾 津波浸水予測の安芸市域の最大浸水深

出典：高知県

○海岸保全区域

- ・海岸保全区域の指定が、安芸漁港付近にあります。

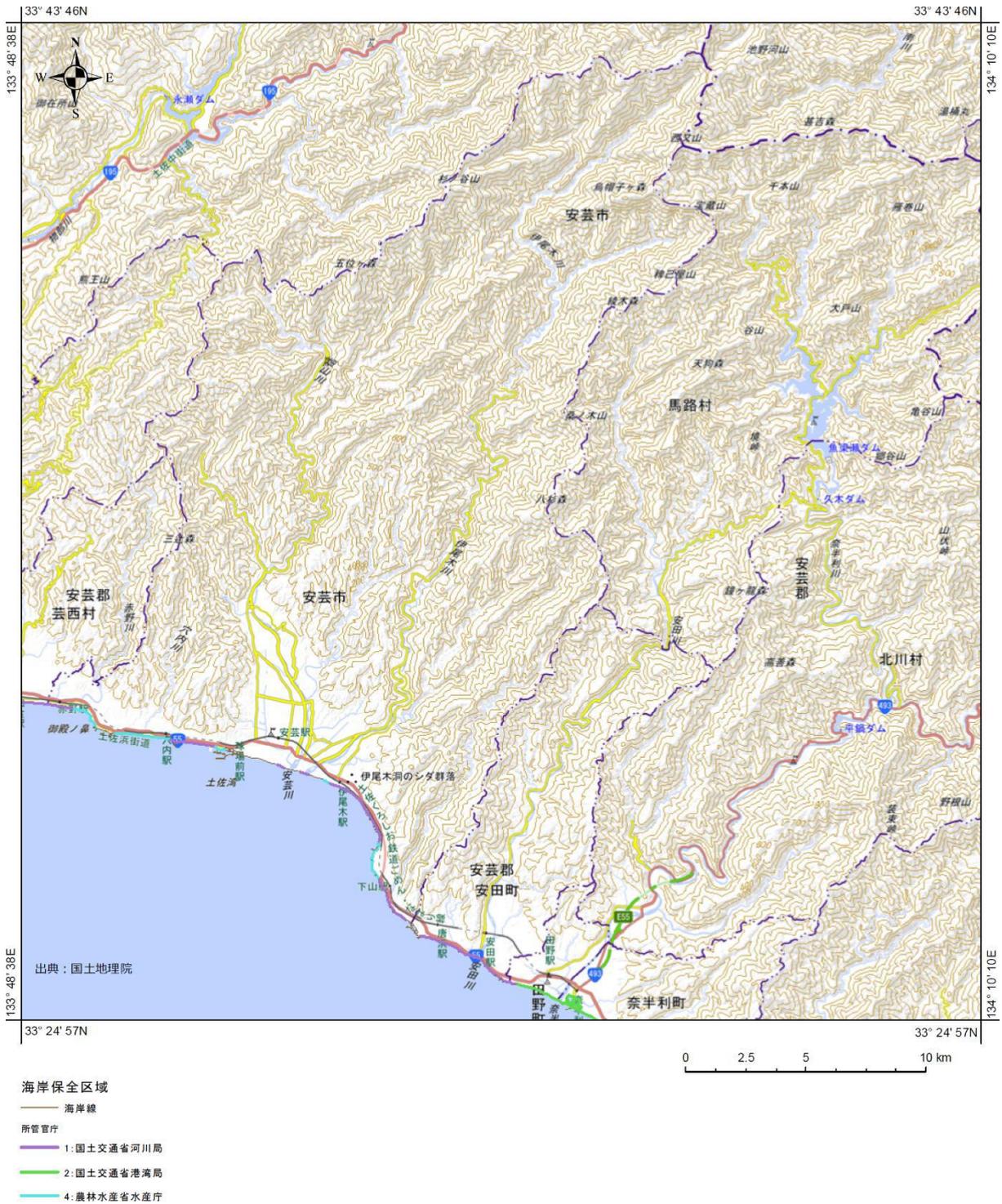


図 2-17 海岸保全区域（参考図）

出典：国土数値情報（平成 18 年度）（高知県）（環境省環境アセスメントデータベースより）

○景観条例

- ・「安芸市まちづくり景観条例」により、都市景観を形成しています。

表 2-6 都市計画区域内の法規制の指定状況

市町名	分類	名称	指定年月日	面積 (ha)	備考	
安芸市	国土利用計画法	農業地域	—	333.11	(2箇所)	
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	—	128.16	(5箇所)	
	森林法	森林地域	—	139.03	(5箇所)	
		国有林	—	—	—	
	保玄林	地域森林計画対象民有林	—	0.49	(1箇所)	
		原生自然環境保全地域	—	138.88	(5箇所)	
	自然環境保全法	自然環境保全地域	指定なし	—	—	
		自然環境保全地域	指定なし	—	—	
	自然公園法	国立公園	—	—	—	
		国立公園	—	—	—	
	都市緑地保全法	国立自然公園	手続住吉県立自然公園地域	—	310.00	—
		都市緑地保全地区	指定なし	—	—	
	急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	一ノ谷	H10.12.22	1.47	—
		土砂災害特別警戒区域	指定なし	—	—	
	土砂災害防止法	地すべり防止区域	指定なし	—	—	
		地すべり等防止法	江の川	S50.4.30	—	
	砂防法	砂防指定地	—	—	—	
		災害危険区域	—	—	—	
	建築基準法	宅地造成工事規制区域	指定なし	—	—	
		工場適地	指定なし	—	—	

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

○避難場所

- ・小学校中学校や公民館等が指定避難場所に指定されています。

表 2-7 都市計画区域内の避難施設等の状況

名称	所在地	分類	建物構造	階数	延床面積 (㎡)	収容可能人数 (人)	平均地盤高 (m)	備考
安芸第一小学校(西体育館・クラブハウス)	安芸市久世町4-13	指定避難所	RC	3	4,072.0	590	10.6	
安芸中学校(体育館)	安芸市西浜95-1	指定避難所	S	3	5,249.0	450	6.6	
安芸市体育館		指定避難所	S	1	1,039.0	440	6.1	
安芸市女性の家	安芸市矢ノ丸3-12-27	指定避難所	RC	2	726.6	300	6.2	
安芸市民館本館		指定避難所	RC	1	520.0	260	7.9	
安芸市民館別館	安芸市本町5丁目17番2号	指定避難所	RC陸屋根	1	504.1	-	-	
安芸市多目的体育館(安芸ドーム)		指定避難所	-	-	-	-	-	
安芸市営球場(本館棟)		指定避難所	-	-	-	-	-	
津久茂公民館	安芸市津久茂町11-21	指定避難所	W和型スレート葺	1	128.1	30	16.5	
黒島公民館	安芸市黒島976	指定避難所	RC	2	355.6	140	11.0	
NTT西日本安芸電話交換所		指定緊急避難場所	RC	5	100.0	50	8.9	
ホテルタマイ		指定緊急避難場所	RC	11	2,500.0	1,250	5.2	
高知高須病院附属安芸診療所		指定緊急避難場所	RC	3	390.0	185	5.5	
森澤病院		指定緊急避難場所	RC	5	900.0	450	6.2	
ハイ・スリーマーション		指定緊急避難場所	RC	7	160.0	80	6.1	
高知銀行安芸社宅		指定緊急避難場所	RC	3	30.0	15	8.6	
すまいるあき		指定緊急避難場所	RC	5	7,800.0	3,900	10.3	
サカモトマンション(A City Stage 1)		指定緊急避難場所	RC	4	70.0	35	8.5	
クレール久世		指定緊急避難場所	RC	4	40.0	20	6.3	
ひのでの館		指定緊急避難場所	-	-	-	-	-	
清和団地A棟		指定緊急避難場所	RC陸屋根	3	180.0	90	9.1	
ニッポン高度紙工業		指定緊急避難場所	-	-	19,000.0	9,500	47.3	
土佐くろしお鉄道安芸事業本部		指定緊急避難場所	-	-	1,000.0	500	11.0	
球場前駅		指定緊急避難場所	-	-	95.0	47	14.7	
オーションプラザ		指定緊急避難場所	-	-	-	-	-	
ピースハウスM		指定緊急避難場所	-	-	-	-	-	
マリパベル幸町ガーデン		指定緊急避難場所	-	-	-	-	-	
高知県安芸総合庁舎	矢ノ丸1丁目373-2	指定緊急避難場所	RC	6	3,260.4	-	-	
安芸市防災センター	安芸市西浜190番地1	指定緊急避難場所	RC	4	3,051.4	-	-	
安芸第一小学校(屋上)	安芸市久世町4-13	指定緊急避難場所	RC	3	4,072.0	-	-	
安芸中学校(屋上)	安芸市西浜95-1	指定緊急避難場所	S	3	5,249.0	-	-	

出典：平成25年都市計画基礎調査(安芸市)

2.1.5 産業

○産業別就業者

- ・「農業、林業」就業者が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「医療、福祉」「建設業」
- ・事業所数は「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」「医療、福祉」

○商業

- ・大規模小売店舗は駅周辺に2店舗、郊外に2店舗
- ・商店街の従業者数、年間商品販売額、売り場面積はいずれも減少傾向

○観光

- ・観光入り込み客数（平成29年）は約28万人で横ばい傾向、宿泊客数は約2.5万人で増加傾向
- ・観光（観光地・観光施設）は多彩であり、年2万人程度の観光（観光地・観光施設）は、ふるさと館（3.8万人）、阪神秋季キャンプ（2.6万人）、グルメまつり（2.6万人）、納涼祭（2.0万人）、大山道の駅（レジ通過数）（1.9万人）、岩崎弥太郎生家（1.7万人）など

(1) 産業別就業者数・事業所数の推移

就業人口は、第2次産業がやや減少し、第1次産業、第3次産業が増減しつつ、ほぼ横ばい傾向にあります。第1次産業の就業人口は3割弱であり、第3次産業が6割弱となっています。

事業所数は、平成26年に一旦増加しましたが、平成28年には減少しています。分類別に見ると、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」「医療、福祉」となっています。

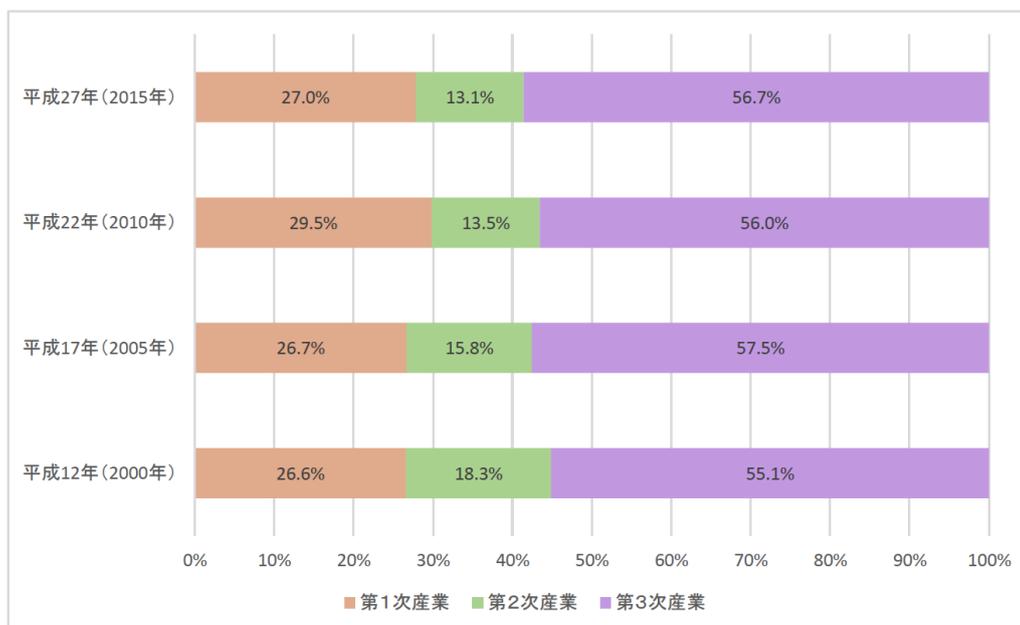


図 2-18 産業別就業者数の推移

出典：平成12年～27年国勢調査

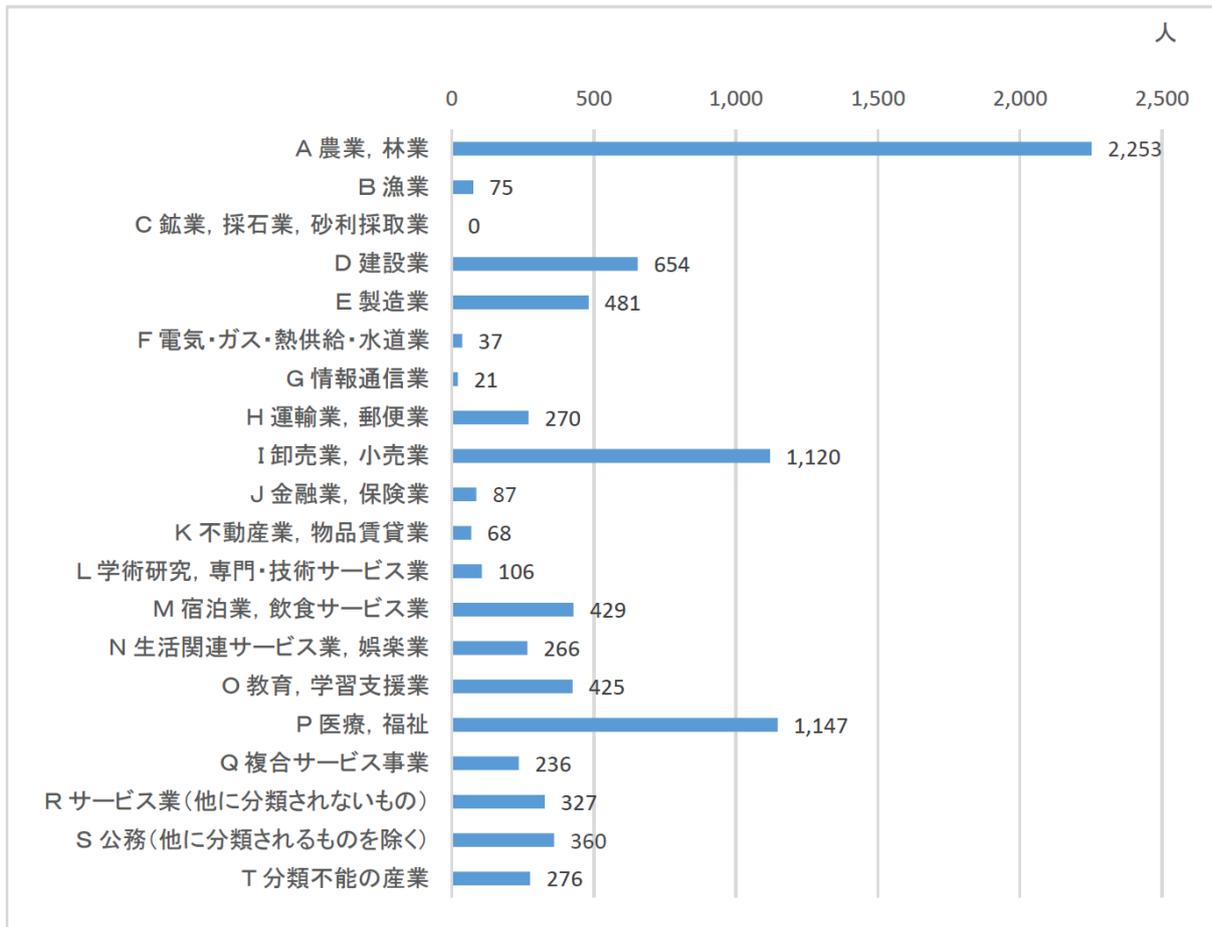


図 2-19 産業大分類別 15 歳以上就業者数

出典：平成 12 年～27 年国勢調査

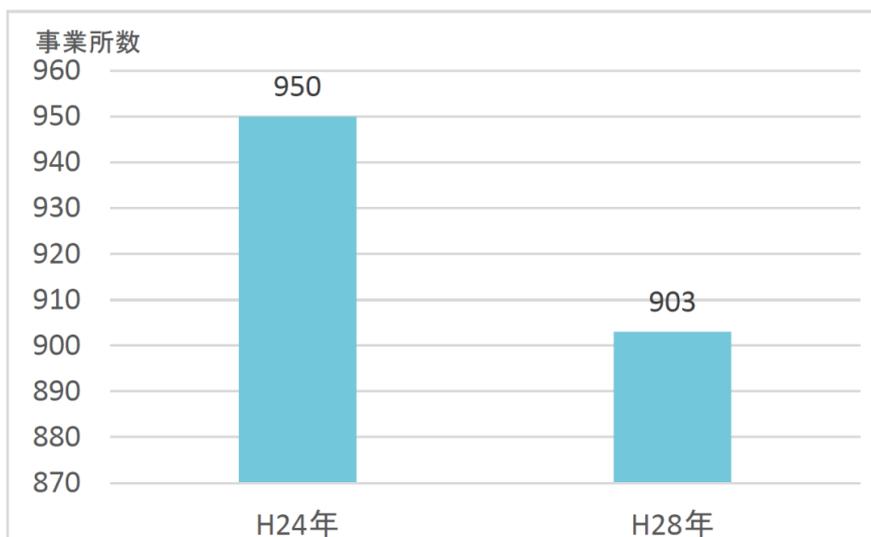


図 2-20 事業所数の推移

出典：平成 24 年・平成 28 年経済センサス活動調査、平成 26 年経済センサス基礎調査

表 2-8 産業大分類別 15 歳以上就業者数

産業大分類		平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
第 1 次産業	A. 農業, 林業	2,787	2616	2,736	2,253
	うち農業	2,670	2505	2,520	2,135
	B. 漁業	113	94	85	75
	小計	2,900	2,710	2,821	2,328
第 2 次産業	C. 鉱業, 採石業, 砂利採取業	12	5	3	-
	D. 建設業	1,185	944	704	654
	E. 製造業	798	655	582	481
	小計	1,995	1,604	1,289	1,135
第 3 次産業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	58	41	45	37
	G. 情報通信業	-	46	35	21
	H. 運輸業, 郵便業	445	311	336	270
	I. 卸売業, 小売業	2,140	1,586	1,299	1,120
	J. 金融業, 保険業	165	119	108	87
	K. 不動産業, 物品賃貸業	28	28	60	68
	L. 学術研究, 専門・技術サービス業	2,758	-	134	106
	M. 宿泊業, 飲食サービス業	-	452	504	429
	N. 生活関連サービス業, 娯楽業	-	-	326	266
	O. 教育, 学習支援業	-	469	446	425
	P. 医療, 福祉	-	1,108	1,148	1,147
	Q. 複合サービス事業	-	295	204	236
	R. サービス業(他に分類されないもの)	-	1,004	324	327
	S. 公務(他に分類されるものを除く)	423	387	382	360
	小計	6,017	5,846	5,351	4,899
T. 分類不能の産業		2	6	95	276
合計		10,914	10,166	9,556	8,638

出典：平成 12 年～27 年国勢調査

表 2-9 事業所数

産業大分類	事業所数	
	H24 年	H28 年
A 農業, 林業	14	13
B 漁業	-	-
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-
D 建設業	95	88
E 製造業	70	64
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2
G 情報通信業	7	5
H 運輸業, 郵便業	24	22
I 卸売業, 小売業	286	268
J 金融業, 保険業	20	15
K 不動産業, 物品賃貸業	26	23
L 学術研究, 専門・技術サービス業	19	21
M 宿泊業, 飲食サービス業	143	142
N 生活関連サービス業, 娯楽業	94	84
O 教育, 学習支援業	18	15
P 医療, 福祉	52	62
Q 複合サービス事業	17	22
R サービス業（他に分類されないもの）	63	57
S 公務（他に分類されるものを除く）	-	-
合計	950	903

出典：平成 24 年・平成 28 年経済センサス活動調査、平成 26 年経済センサス基礎調査

(2) 商業施設の分布状況

大規模小売店舗*は、「すまいる あき (TSUTAYA 安芸店)」(専門店 4,800 m²)、「マルナカ 安芸店」(スーパー 2,438 m²)、「ホームセンターマルニ安芸店」(ホームセンター 1,585 m²)、「サンシャインランド」(スーパー 1,401 m²)の4店舗があり、いずれも市街地に位置しています。

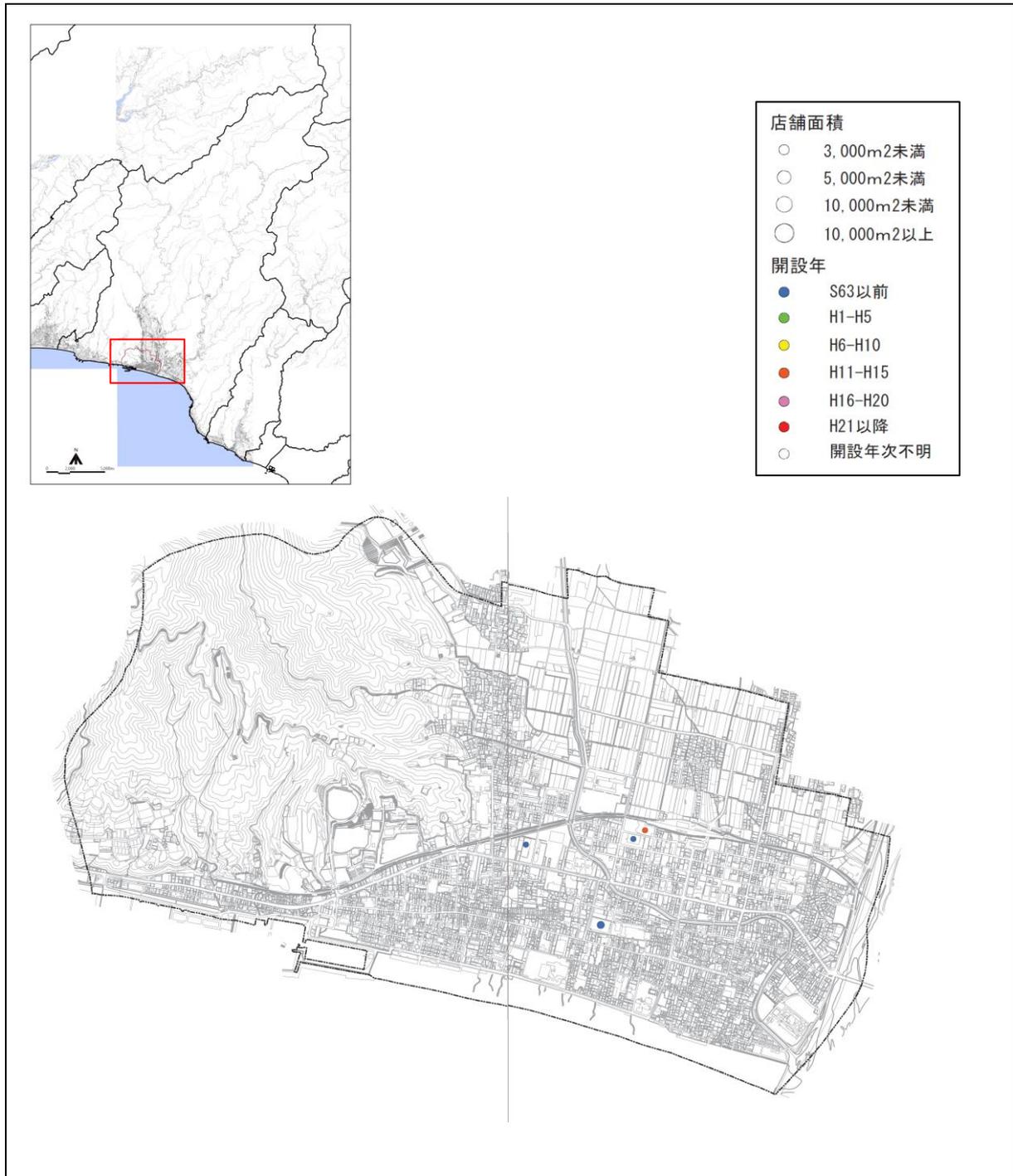


図 2-21 商業施設の分布状況

出典：平成 25 年都市計画基礎調査 (安芸市)

表 2-10 大規模小売店舗の状況

名称	所在地	届出年	開設年	店舗面積 (㎡)	業態	立地地域 分類
すまいる あき (TSUTAYA 安芸店)	安芸市久世町 9-20	S64 (1989) /1/1	S51 (1976) /10/1	4,800	専門店	駅前・駅 近辺型
マルナカ安芸店	安芸市矢ノ丸 4-312-1	-	H12 (2000) /4/1	2,438	スーパー	駅前・駅 近辺型
ホームセンターマ ルニ安芸店	安芸市矢ノ丸 4-54-1	S61 (1986) /6/1	S63 (1988) /3/1	1,585	ホームセ ンター	郊外住宅 街型
サンシャインラン ド	安芸市幸町 3-3	S62 (1987) /8/1	S63 (1988) /12/1	1,401	スーパー	郊外幹線 道路沿型

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

*大規模小売店舗：「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（第一種大規模小売店：店舗面積 3,000m²以上（特別区・指定都市は 6,000m²以上）、第二種大規模小売店：店舗面積 500m²以上）

(3) 商店街の状況

安芸市には 4 つの商店街があります。

従業者数、年間商品販売額、売り場面積についてみると、平成 19 年以降減少傾向となっています。

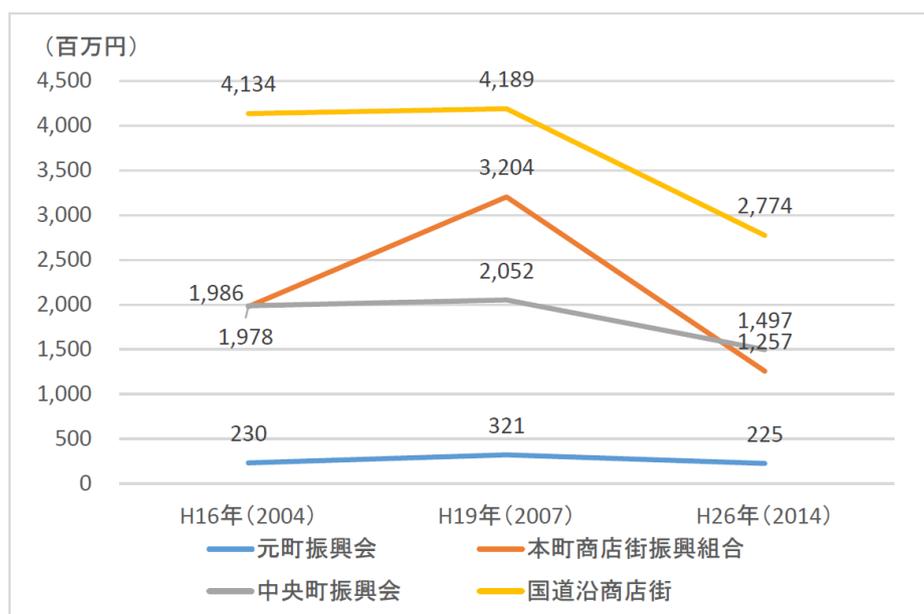


図 2-22 安芸市商店街の年間商品販売額

出典：商業統計

表 2-11 安芸市商店街の状況

従業者数(人)	平成16年 (2004)	平成19年 (2007)	平成26年 (2014)
元町振興会	24	25	25
本町商店街振興組合	205	274	150
中央町振興会	170	141	94
国道沿商店街	208	216	161

年間商品販売額(百万円)	H16年 (2004)	H19年 (2007)	H26年 (2014)
元町振興会	230	321	225
本町商店街振興組合	1,978	3,204	1,257
中央町振興会	1,986	2,052	1,497
国道沿商店街	4,134	4,189	2,774

売場面積(m ²)	平成16年 (2004)	平成19年 (2007)	平成26年 (2014)
元町振興会	689	681	476
本町商店街振興組合	4,563	7,729	3,197
中央町振興会	4,034	3,171	2,258
国道沿商店街	4,270	4,324	3,160

出典：商業統計

(4) 観光

① 観光施設

安芸市には、歴史・文化、スポーツ、まつりなどの多様な観光（観光地・観光施設）があります。

入り込み客数が年 2 万人程度の観光（観光地・観光施設）は、ふるさと館（3.8 万人）、阪神秋季キャンプ（2.6 万人）、グルメまつり（2.6 万人）、納涼祭（2.0 万人）、大山道の駅（レジ通過数）（1.9 万人）、岩崎弥太郎生家（1.7 万人）などがあります。

表 2-12 安芸市の主な観光地（観光施設）

観光地（観光施設）	
弥太郎生家(H25 より GW 期間中)	つつじ祭り
弥太郎生家(通年)	bon 彩展 5/3～7
歴史民俗資料館	野良時計 120 周年イベント
書道美術館	高知東海岸海・山なんでも新鮮市
ふるさと館	阪神春季キャンプ
こまどり温泉	阪神秋季キャンプ
畑山温泉（宿泊者数除く）	阪神プレシーズンマッチ
レンタサイクル（市外）	ファーム公式戦
ボランティアガイド案内(商工受付分)	ウエスタンリーグ
土居廓中（GW）	四国アイランドリーグ
伊尾木洞体験プログラム	観光バスツアー
あなごう祭り	内原野陶芸館(登り窯除く)
登り窯フェスタ	元気館（ヘルストン温泉）
納涼祭	大山道の駅(レジ通過数)
産業祭	岩崎彌太郎銅像移設記念式典
あきあいあい収穫祭	岩崎彌太郎源流の地フォーラム
早摘みゆず収穫祭	安芸キャンドルナイト
グルメまつり	パシフィックライド
タートルマラソン（市外）	商い甲子園
土佐よさこいツアーデーウオーク	じゃこうち
安芸のひなまつり（3月）	ごめんなはり線 15 周年イベント
歴民客数（3/1～3/3）	教育旅行（民泊）
五藤家客数（3/1～3/3）	元気フェスタ
本町杉本邸客数（3/1～3/3）	白蓮まつり

出典：安芸市資料

② 観光入り込み客数の推移

安芸市の観光入り込み客数は約 28 万人（平成 29 年）であり、近年は横ばい傾向です。

宿泊客数は約 2.5 万人（平成 29 年）であり、増加傾向にあります。なお、平成 22 年の観光入り込み客数の増加は、「龍馬伝」（NHK 大河ドラマ）の影響によります。

観光客の約 9%が宿泊をしています。なお、宿泊者数の内、外国人は 176 人（平成 29 年）です。

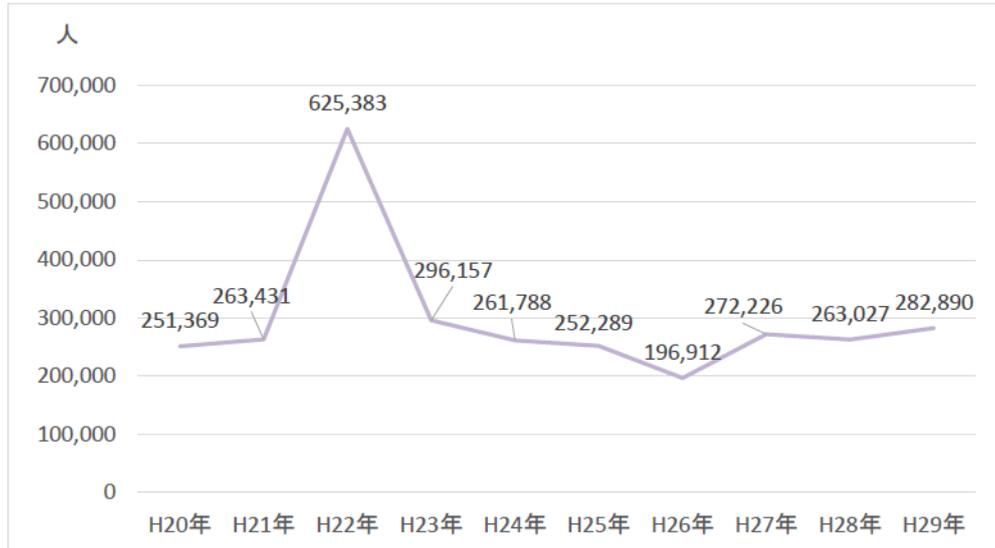


図 2-23 観光入り込み客数の推移

出典：安芸市資料

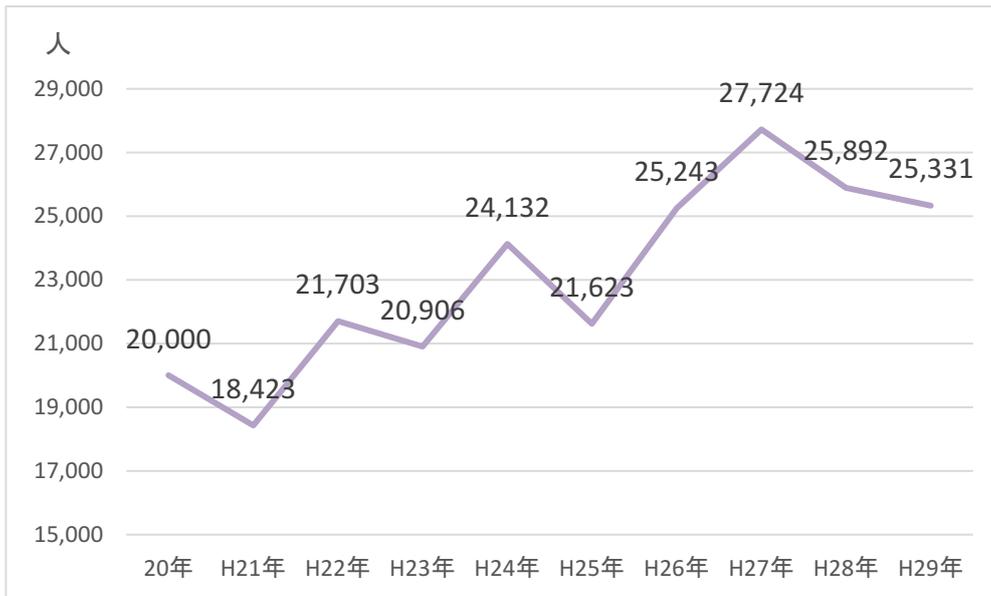


図 2-24 宿泊者数の推移

出典：安芸市資料

表 2-13 宿泊者数の推移

観光地（観光施設）	20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
宿泊者数	20,000	18,423	21,703	20,906	24,132	21,623	25,243	27,724	25,892	25,331
（外国人宿泊者数）							17	50	110	176
計	20,000	18,423	21,703	20,906	24,132	21,623	25,260	27,774	26,002	25,507

出典：安芸市資料

2.1.6 都市施設

○駅前広場
・安芸駅において県が計画決定
○道路
・8路線が都市計画決定
・整備済み(供用率100%)が2路線、未着手3路線、供用率約22%～約66%が5路線
○都市計画公園・都市計画緑地
・8カ所のうち、6カ所が整備済み、西八幡公園と安芸広域公園が一部供用
・都市計画緑地は、1カ所(伊尾木川緑地)であり、供用率8%
○公共処理施設
・上水道普及率(上水道、簡易水道、飲用水供給施設)は人口の96%(平成13年度)
・公共下水道の全体計画は約400haであり、都市計画区域内は170haが計画決定され、供用は169ha
・農村部は、地域ごとに農村集落排水事業、その他山村や点在集落は、合併浄化槽事業で対応
○市場
・安芸漁業荷捌所があり、供用率100%
○土地区画整理事業
・土地区画整理事業が31.3haであり、施行済み

(1) 駅前広場

駅前広場は安芸駅において計画されています。

表 2-14 駅前広場

駅名	鉄道名	駅前広場面積(m ²)		乗降客 (人/日)	都市計画道路名	計 画 決 定			供用率
		計画	供用			年 月 日	種別	番号	
安芸駅	土佐くろしお鉄道阿佐線	4,000	-	952	東浜本線	\$47.4.25	県	263	
"(廃止)	土佐電気鉄道安芸線(廃止)	2,000	2,000	-	本町線	\$47.3.30	市	22	100.0%

出典：安芸市資料(平成30年3月31日現在)

(2) 道路

都市計画道路は、8路線が都市計画決定されています。このうち、東浜本線と高知徳島線が整備済み(供用率100%)となっています。

未着手が3路線、供用率約22%～約66%が5路線あります。

表 2-15 都市計画道路整備状況

番号	名称	延長 (m)	車線 数	幅員 (m)	整備状況					最終告示			備考	
					計画 (m)	改良済 (m)	概成済 (m)	事業中 (m)	未着手 (m)	供用 率 (%)	年月日	種別		番号
1 4 1	南国安芸線	6,340	4	21	6,340			6,340		0.0	H22.4.13	県	230	
1 6 2	安芸中央線	5,800	2	11	5,800			5,800		0.0	H23.12.16	県	787	
3 4 3	東浜本線	720	2	16	720	720				100.0	S61.12.16	県	751	
3 5 1	高知徳島線	2,960	2	15	2,960	2,960				100.0	H11.6.4	県	383	
3 5 2	井ノ口線	1,100	2	12	1,100		430		670	39.1	S47.4.25	県	263	
3 5 4	本町線	1,620	2	12	1,620	350			1,270	21.6	H4.7.14	市	66	
3 5 5	海岸線	1,700	2	12	1,700	740			960	43.5	H1.2.22	市	8	
3 5 6	中央線	470	2	12	470	240			230	51.1	S47.3.30	市	22	
3 5 7	土居線	1,220	2	12	1,220	800			420	65.6	H4.6.23	県	351	
3 5 8	安芸中央インター線	800	2	14	800			800		0.0	H23.12.16	県	787	

出典：平成25年都市計画基礎調査（安芸市）

(3) 都市計画公園・都市計画緑地

都市計画公園は、8カ所が都市計画決定されています。このうち、6カ所が整備済みとなっており、西八幡公園と安芸広域公園が一部供用中です。

都市計画緑地は、伊尾木川緑地1カ所があり、供用率8%です。

表 2-16 都市計画公園・都市計画緑地の整備状況

番号	名称	計画決定面積				開設面積				最終告示			
		計	A	B	C	計	A	B	C	年月日	種別	番号	供用率
2 2 1	朝霧公園	0.18			0.18	0.18			0.18	S47.11.27	市	70	100%
2 2 2	橋の元公園	0.17			0.17	0.17			0.17	S47.11.27	市	70	100%
2 2 3	江ノ川中公園	0.25			0.25	0.25			0.25	S47.11.27	市	70	100%
2 2 4	江ノ川上公園	0.25			0.25	0.25			0.25	H23.12.16	市	169	100%
2 2 5	港公園	0.27			0.27	0.27			0.27	H27.3.26	市	43	100%
5 5 1	西八幡公園	15.10			15.10	5.06			5.06	H28.3.29	市		34%
7 3 1	大山岬公園	1.80			1.80	1.80			1.80	H20.12.26	市	192	100%
9 6 1	安芸広域公園	146.60			146.60	8.60			8.60	H12.4.14	県	307	6%
		164.62			164.62	16.58			16.58				

番号	名称	計画決定面積				開設面積				最終告示			
		計	A	B	C	計	A	B	C	年月日	種別	番号	供用率
1	伊尾木川緑地	28.20			28.20	2.20			2.20	S59.3.31	県	180	8%

出典：安芸市資料（平成30年3月31日現在）

(4) 供給処理施設

【上水道】

安芸市の上水道普及率は、上水道、簡易水道、飲用水供給施設をあわせて、人口の96%（平成13年度）に供給しています。

【下水道】

ほとんどの排水は、側溝、用水路を経て河川へと流出しています。

公共下水道は、昭和56年2月、市街地の旧安芸町、土居、井ノ口、川北、伊尾木の人口集中地区約400haを全体計画としています。その内、都市計画区域内170haが計画決定されており、供用は169haとなっています。

都市計画区域外の農村部では、地域ごとに農村集落排水事業、その他山村や点在集落は、合併浄化槽事業で対応しています。

表 2-17 公共下水道の状況

方式	計 画 決 定									
	排水区域 (h a)				処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	ポンプ場		処理場	
	計	A	B	C			数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)
分流	170			170	170	47,772	3	1,430	1	27,700
	供 用									
	排水区域 (h a)				処理区域 (ha)	下水管渠 (m)	ポンプ場		処理場	
	計	A	B	C			数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)
	169			169	169	47,494	2	1,090	1	27,700
	最終告示				供用率	供用率	供用率	供用率	供用率	供用率
	年月日	種別	番号	排水区域	処理区域	下水管渠	ポンプ場	処理場		
41548	市	164	99.4%	99.4%	99.4%	76.2%	100.0%			

出典：安芸市資料（平成30年3月31日現在）

(5) 市場

安芸漁業荷捌所が供用されています。

表 2-18 市場の状況

名 称	計画決定		供用状況		最終告示			供用率
	面積 (ha)	処理能力 (t/日)	面積 (ha)	処理能力 (t/日)	年月日	種別	番号	
安芸漁業荷捌所	0.2	3.0	0.2	3.0	54.3.31	市	11	100%

出典：安芸市資料（平成30年3月31日現在）

(6) 市街地再開発・開発許可状況

土地区画整理事業が 31.3ha あり、施行済みとなっています。

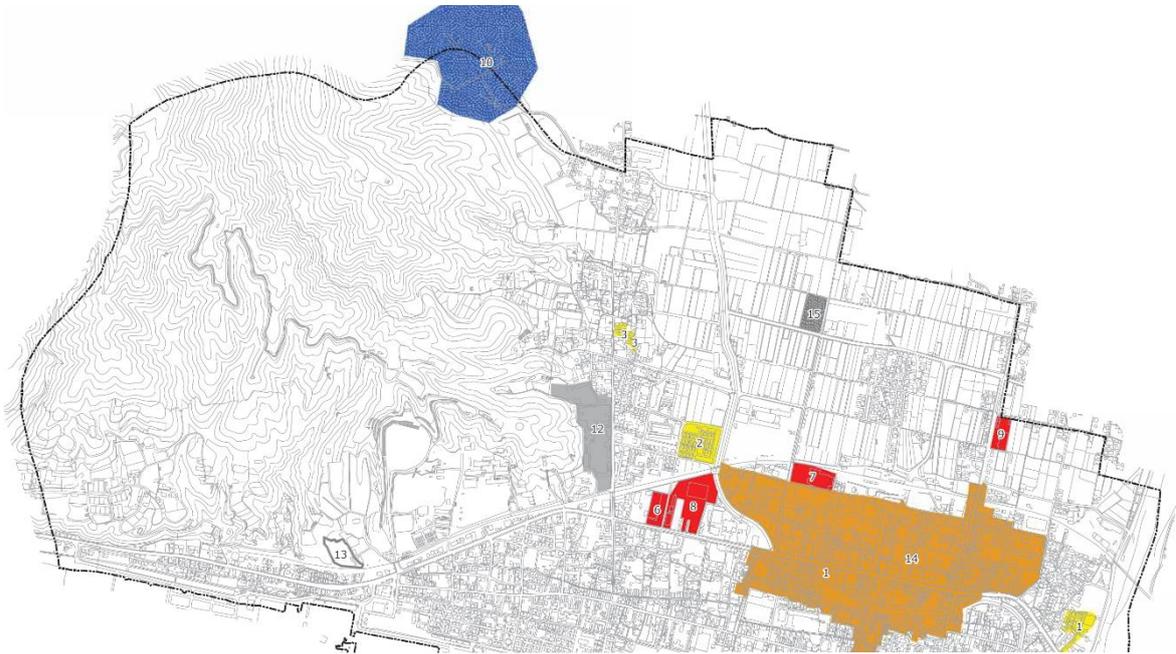


図 2-25 土地区画整理事業・開発許可状況図

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

表 2-19 土地区画整理事業の状況

都市計画決定		合 計																					
数	面積 (ha)	施 行 済						施 工 中															
		計		A		B		C		計		A		B		C							
		数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積						
1	31.3	1	31.3					1	31.3														
土地区画整理法による事業																							
1	31.3	合計		施 行 済						施 工 中						公共団体施行							
		数	面積	計		A		B		C		計		A		B		C		施行済		施工中	
				数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
1	31.3	1	31.3					1	31.3										1	31.3			

出典：安芸市資料（平成 30 年 3 月 31 日現在）

表 2-20 開発許可の状況

市町名	許可期間	開発許可件数 (件)					開発許可面積 (㎡)					備考
		住居系	商業系	工業系	その他	計	住居系	商業系	工業系	その他	計	
安芸市	～昭和63年	2	0	1	0	3	12,856	0	128,036	0	140,892	
	平成元年～平成5年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	平成6年～平成10年	1	0	0	0	1	3,663	0	0	0	3,663	
	平成11年～平成15年	0	1	0	1	2	0	6,146	0	36,954	43,100	
	平成16年～平成20年	2	2	0	0	4	32,394	18,190	0	0	50,583	
	平成21年～平成25年	0	1	0	4	5	0	5,056	0	45,328	50,383	

出典：平成 25 年都市計画基礎調査（安芸市）

2.1.7 公共交通

○県道

- ・県道の道路改良率は平成 25 年度末で 36.0%と県内平均の 60.9%より低水準
- ・対向車とすれ違いのできない狭小な箇所も存在

○市道

- ・市道の道路改良率は平成 25 年度末で 37.9%と県内市町村平均の 44.2%より低水準
- ・橋梁などの道路構造物の老朽化対策や南海トラフ地震に対する倒壊防止対策の必要な施設が存在

○鉄道

- ・鉄道ごめん・なはり線（阿佐線）は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として 1 日約 1,300 人（平成 29 年）が利用
- ・沿線人口の減少に伴う利用者減が見込まれており、今後は鉄道の利用促進に向けた取り組みが必要

○路線バス

- ・利用客は減少傾向
- ・元気バス（平成 14 年 7 月運行開始）は、東川・畑山など 7 路線で運行し、高齢者などの通院や買い物に欠かせない交通手段となっている、人口減少に伴い、利用者減

(1) 交通基盤

① 県道

県道の道路改良率は平成 25 年度末で 36.0%と県内平均の 60.9%を大きく下回っています。山間部では、1.5 車線の整備や落石防止対策が進められていますが、依然として崩壊や落石による通行止めが多発しているほか、対向車とのすれ違いのできない狭小な箇所も残っています。

平野部では、県道安芸物部線・高台寺川北線などが整備され、交通利便性が大きく向上しています。

② 市道

市道の道路改良率は平成 25 年度末で 37.9%と県内市町村平均の 44.2%を下回っています。このため、緊急性や重要性、財源対策などを踏まえながら、計画的な整備に努める必要があります。

建設してから相当の年月が経過して、十分な機能を発揮できなくなった橋梁などの道路構造物の老朽化対策や南海トラフ地震に対する倒壊防止対策も講じていくことが必要な施設があります。

③ 鉄道

鉄道ごめん・なはり線（阿佐線）は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として1日約1,300人（平成29年）が利用しています。

県及び沿線市町村では、経営安定化に向けて基金を造成し、赤字補てんなどの支援を行っています。今後沿線人口の減少など利用者の減少が見込まれており、沿線住民や近隣自治体が一体となったマイルール意識の向上や鉄道の利用促進に向けた取り組みを進める必要があります。

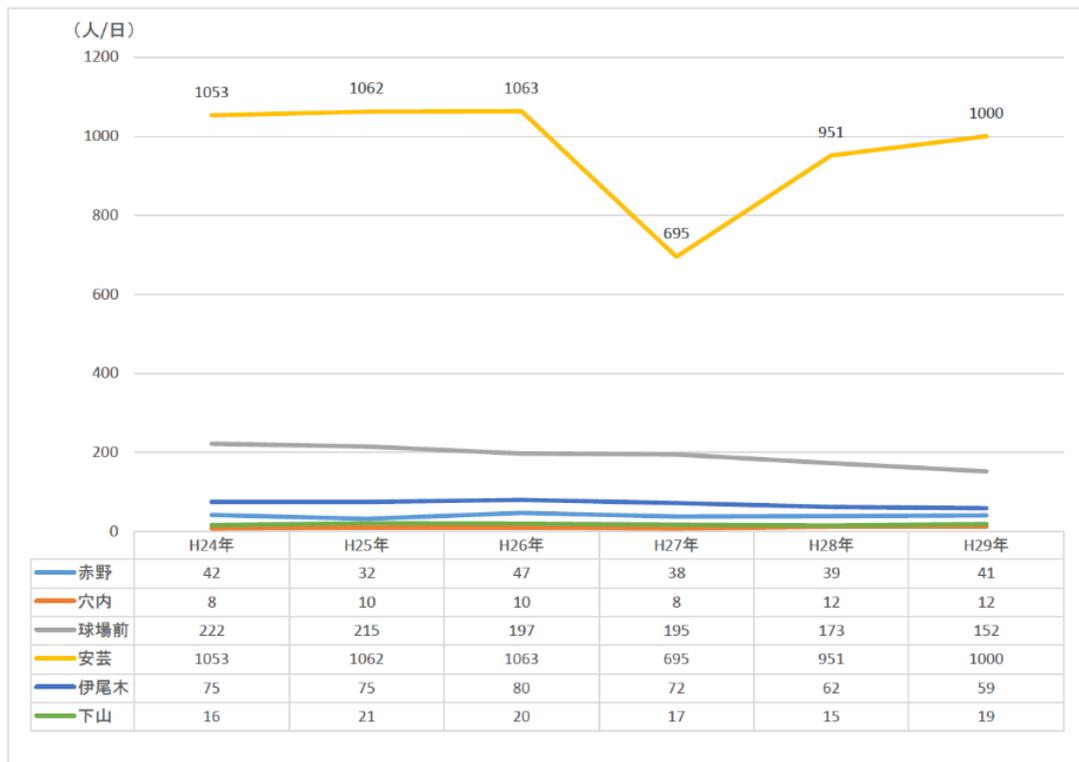


図 2-27 土佐くろしお鉄道（ごめん・なはり線（阿佐線））乗降客数

出典：国土数値情報駅別乗降客数データ（国土交通省）

（鉄道事業者提供資料（平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度）

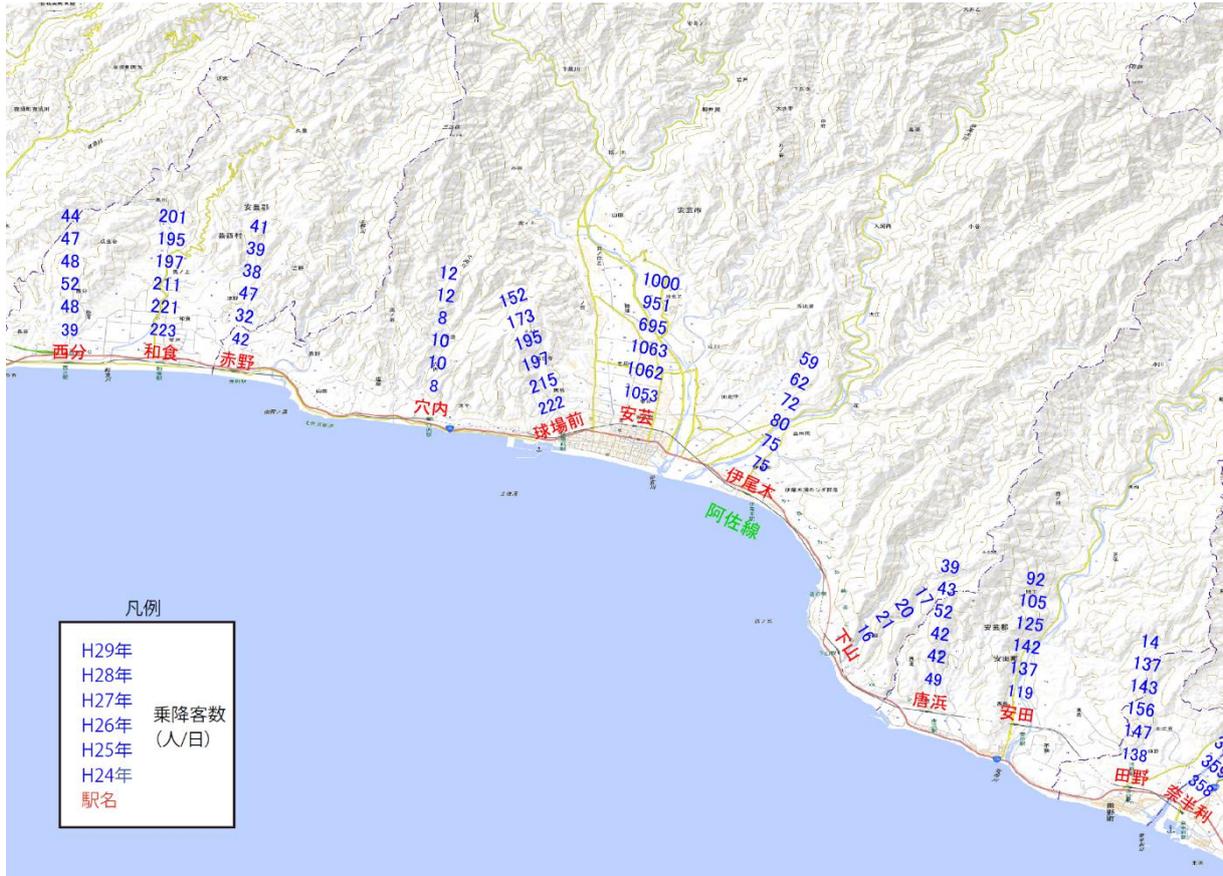


図 2-28 土佐くろしお鉄道（ごめん・なはり線（阿佐線））乗降客数図

出典：国土数値情報駅別乗降客数データ（国土交通省）

（鉄道事業者提供資料（平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度）

④ 路線バス

路線バスは、高知から安芸間をとさでん交通が、安芸から室戸・甲浦間及び馬路間を高知東部交通が運行しています。

過疎化の進展やごめん・なはり線との競合などによって利用客は減少傾向にありますが、公共交通確保のため、国・県・関係自治体が赤字補てんを行い、路線を維持しています。

ごめん・なはり線の開業にあわせて平成 14 年 7 月に運行を開始した元気バスは、東川・畑山など 7 路線で運行しています。元気バスは、高齢者などの通院や買い物に欠かせない交通手段となっていますが、利用者数は人口減少に伴い減少しています。

高齢化や過疎化により地域公共交通の役割はますます重要となっており、住民の利便性を確保しつつ、持続可能で効率的な運行を図る必要があります。

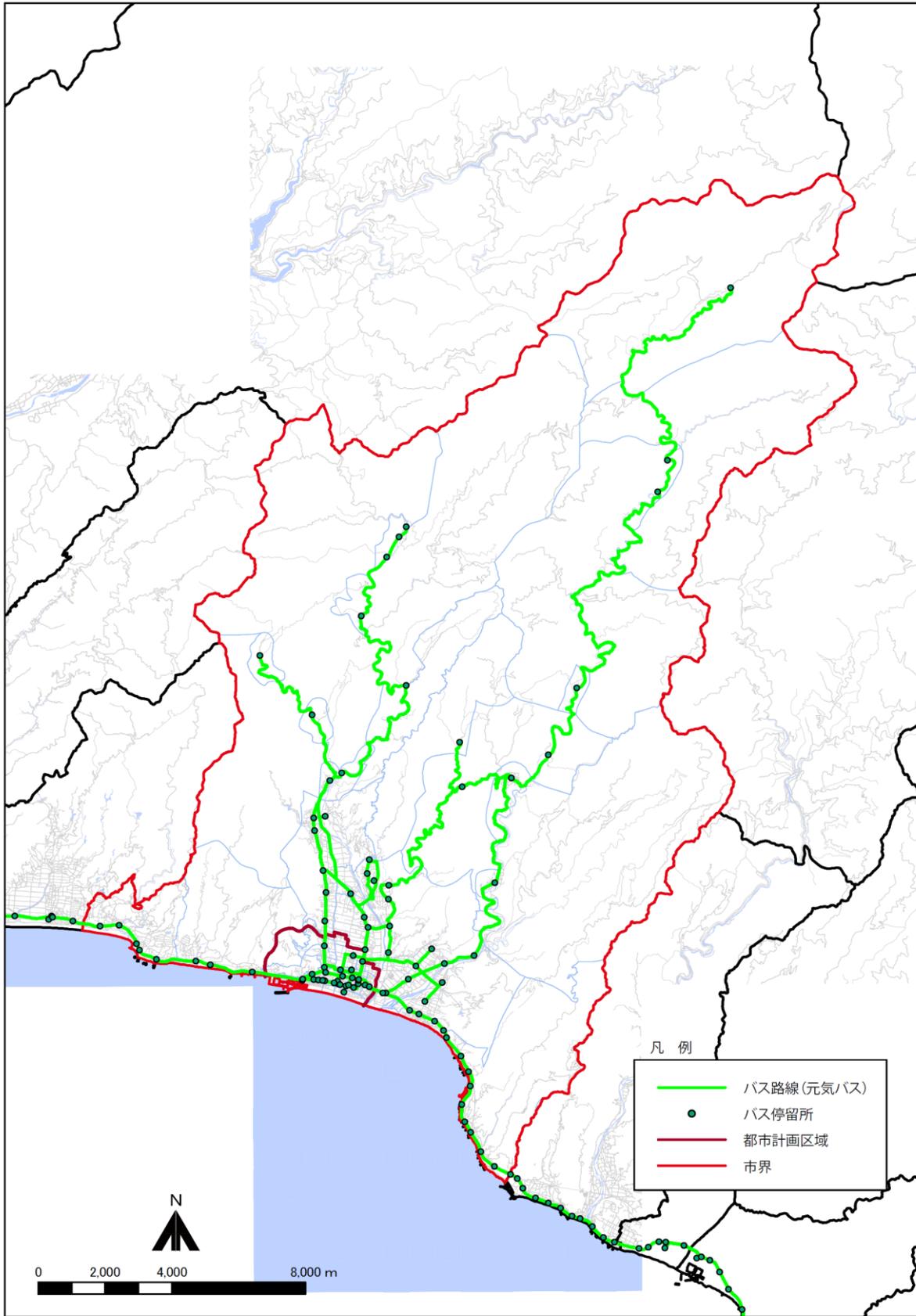


図 2-29 安芸市元気バス路線図

出典：安芸市資料

2.1.8 集落活動センターの活動

- ・東川集落活動センターかまん東川（東川公民館）にて、「生活支援サービス」「健康づくり活動」「鳥獣被害対策」「観光交流・定住サポート」「農林水産物の生産・販売」「特産品づくり・販売（新しい商品の開発、販売）」「その他の活動」が実施

安芸市の中山間地域では、東川集落活動センターかまん東川（東川公民館）において「生活支援サービス」「健康づくり活動」「鳥獣被害対策」「観光交流・定住サポート」「農林水産物の生産・販売」「特産品づくり・販売（新しい商品の開発、販売）」「その他の活動」が行われています。

表 2-21 集落活動センターの活動概要

NO.	市町村名	地区名	構成集落 (集落数)	人口	世帯数	高齢化 率	開所時期	名称 (拠点施設)	実施主体	活動概要(△は、今後取り組み予定)
11	安芸市	東川	入河内、黒瀬、大井、吉井、別役(5)	137	98	76.6	H25.9.29	東川集落活動センターかまん東川(東川公民館)	東川地域おこし協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活支援サービス <ul style="list-style-type: none"> ・移動販売事業 ◆健康づくり活動 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロンや健康づくり体操の実施 ◆鳥獣被害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣対策ネットの設置 ◆観光交流・定住サポート <ul style="list-style-type: none"> ・柚子やお茶の収穫体験イベント ・空き家調査、 ◆農林水産物の生産・販売 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆず等の農産物の販路開拓、拡大 ・伝統野菜「入河内大根」の生産、販売促進 ◆特産品づくり・販売(新しい商品の開発、販売) <ul style="list-style-type: none"> ・はちみつ ・みっちゃん紅茶の販売 ・安芸市本町でのチャレンジショップでのテスト販売 ◆その他の活動 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のニーズ調査、伝統行事の継承活動(県立大との連携による実態調査や伝統行事の継承活動) ・機関誌の発行、フェイスブックによる情報発信